

令和四年第十回定例会（自
令和四年十二月九日
至令和四年十二月九日）

草津町議会定例会議録

草津町議会

令和四年第十回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和四年第十回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和四年第十回〔十二月〕定例会

草津町議会議録

令和四年
第十回定例会
草津町議会会議録目次

招集告示	一
第一号（十二月五日）	
議事日程	三
会議に付した事件	三
出席議員（十一名）	四
欠席議員（なし）	四
説明のため出席した者	四
事務局職員出席者	五
開会及び開議の宣告	六
議事日程の報告	六
会議録署名議員指名	六
会期決定	六
町長行政報告	七
議長議会報告	一三
議案第一号（議案第十八号の一括上程、説明）	一五

議案第一号く議案第十八号の委員会付託	三二
報告第一号の報告	三一
報告第二号の報告	三二
請願及び陳情書の上程、委員会付託	三三
議事予定の決定	三四
散会の宣告	三四

第二号（十二月九日）

議事日程	三五
会議に付した事件	三六
出席議員（十一名）	三六
欠席議員（なし）	三七
説明のため出席した者	三七
事務局職員出席者	三八
開議の宣告	三九
議事日程の報告	三九
付託議案にかかる委員長報告	三九
議案第一号の質疑、討論、採決	四八
議案第二号く議案第四号の一括質疑、討論、採決	四九
議案第五号の質疑、討論、採決	五〇

議案第六号の質疑、討論、採決	五〇
議案第七号、議案第九号の一括質疑、討論、採決	六三
議案第十号及び議案第十一号の一括質疑、討論、採決	六三
議案第十二号の質疑、討論、採決	六四
議案第十三号の質疑、討論、採決	六五
議案第十四号及び議案第十五号の一括質疑、討論、採決	六六
議案第十六号及び議案第十七号の一括質疑、討論、採決	六七
議案第十八号の質疑、討論、採決	六七
陳情書にかかる委員長報告	六八
日程の追加	六九
議案第十九号の上程、説明、質疑、討論、採決	六九
全員協議会開催についての動議	七八
議員派遣の件	八〇
付託議案外にかかる委員長報告	八〇
一般質問	八六
二番 有坂 太宏 君	八六
五番 小林 純一 君	九二
一番 安齋 努 君	九八
七番 中澤 康治 君	一〇二
閉議及び閉会の宣告	一一一

署名議員		一
		二
		三

草津町告示第四十六号

第十回草津町議会定例会を次のとおり招集する。

令和四年十一月二十九日

草津町長 黒岩 信 忠

記

一、日 時 令和四年十二月五日 午前十時

二、場 所 草津町役場

三、議 題

- | | | |
|-----|----|--|
| 議案第 | 一号 | 草津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 議案第 | 二号 | 草津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 三号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 | 四号 | 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 五号 | 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について |

議案第	六号	令和四年度草津町一般会計補正予算（第九次）
議案第	七号	令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）
議案第	八号	令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）
議案第	九号	令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）
議案第	十号	令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第二次）
議案第	十一号	令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第二次）
議案第	十二号	令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第四次）
議案第	十三号	令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第五次）
議案第	十四号	温泉引用許可について
議案第	十五号	温泉引用許可について
議案第	十六号	温泉引用者移転許可について
議案第	十七号	温泉引用者移転許可について
議案第	十八号	温泉引用許可事項の変更について
報告第	一号	第三セクター等の会社にかかる決算報告について
報告第	二号	温泉引用者名義書き換えについて

第一
日
十二月
五日
(月曜日)

本
会
議

令和四年第十回草津町議定会定例会議事日程（第一号）

令和四年十二月五日（月曜日）午前十時開会

- | | |
|-----|------------------------------|
| 第一 | 開 議 |
| 第二 | 議事日程の報告 |
| 第三 | 会議録署名議員指名 |
| 第四 | 会期決定 |
| 第五 | 町長行政報告 |
| 第六 | 議長議会報告 |
| 第七 | 議案上程 |
| | 議案第一号から議案第十八号まで |
| 第八 | 議案第一号から議案第十八号 委員会付託（別紙付託案） |
| 第九 | 報告第一号・報告第二号 報告 |
| 第十 | 請願・陳情書上程 委員会付託（別紙請願及び陳情等文書表） |
| 第十一 | 議事予定の決定（別紙案） |
| 第十二 | 閉 議（散会） |

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(十一名)

一 番	安 齋 努 君	二 番	有 坂 太 宏 君
三 番	市 川 祥 史 君	四 番	安 井 尚 弘 君
五 番	小 林 純 一 君	六 番	金 丸 勝 利 君
七 番	中 澤 康 治 君	八 番	湯 本 晃 久 君
九 番	中 澤 広 夫 君	十 番	宮 崎 公 雄 君
十 二 番	宮 崎 謹 一 君	十 一 番	宮 崎 公 雄 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長	黒 岩 信 忠 君	総 務 課 長	石 坂 恒 久 君
教 育 長	富 澤 勝 一 君	教育委員会事務局長	白 鳥 正 和 君
税 務 課 長	黒 岩 一 弘 君	税務課課付課長	熊 川 一 記 君
企画創造課長	田 中 浩 君	観 光 課 長	宮 崎 健 司 君
住 民 課 長	堀 田 高 史 君	福 祉 課 長	中 澤 一 夫 君
健康推進課長	和 田 修 君	生活環境課長	宮 崎 雄 一 君
会計管理者	一 場 礼 子 君	上下水道課長	岡 田 薫 君
こどもみらい課長	高 井 洋 一 君	温 泉 課 長	関 亘 君
総務課主事	田 中 芙 由 美 君	ベルツこども園長	橋 爪 保 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩 原 健 司

議

会

書

記

新

田

美

幸

開 会 午前十時一分

◎開会及び開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和四年第十回草津町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は十一名であります。地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員指名

○議長（宮崎謹一君） 続いて、会議録署名議員を指名いたします。

二番、有坂太宏議員、四番、安井尚弘議員の両議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮崎謹一君） 会期についてお諮りいたします。会期につきましては、十一月二十八日に開催された議会運営委員会で協議した結果、本日から十二日までの八日間とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、会期につきましては本日より十二日までの八日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、町長から行政報告をお願いします。町長、お願いします。

町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） おはようございます。

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

令和四年九月五日の第八回の定例議会から今回の議会までの報告となります。

まず最初に、万代鉱源泉についての行政報告をさせていただきますと思います。

なお、今日、副町長と土木課長がここにおりませんけれども、現場のほうで指揮を執らせております。今朝、作戦会議を練りまして、新たな対応方法について協議をして、それを行うために現地に副町長を派遣しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。私も議会が終わり次第、現地に駆けつけていきたいと思っています。

この万代鉱源泉は、五十二年前の昭和四十五年に、硫黄採掘が行われたときに突如湧出したものでありまして、昭和四十九年から昭和五十三年にかけて万代鉱施設の整備がなされ、ご承知のとおり今は町が管理しているものでございます。

ですから、その古い施設と、それから今から三十年前になる平成四年に新たな施設カルバートを、トンネルを設置して、そこに新たな四百ミリのパイプの設置をしたということだと思っています。

そして、今回トラブルを引き起こしているのは新しいパイプではなく、五十年近く前に敷設したパイプの破損、もしくは湯だまりのひび割れみたいなものがあって、湧出量が落ちたものというふうに思うものであります。源泉の温度が九十七度から九十八度という高温であるために、大変作業が困難を極めているものであります。

そういう中、令和四年九月二十四日に突如これまでの湧出量の約四〇％に相当する量が減少したことから、即座に対策本部を設置いたしました。当然、私が陣頭指揮を執る、対策本部長としてこれを仕切ってきたわけでありませうけれども、これは副町長以下、温泉課をはじめ各課の職員を動員し、町内の管工事協力会及び建設業の職人たちが集結し、全力で今工事を行っていたものであるとあります。つまり、オール草津で今この万代鉱の復元に向けて取り組んでいるということでありませうけれども、本当に危険を伴う困難な作業でありますけれども、何としてもこれをやり遂げていかなければならないと思っております。

ご心配されるのは、湧出量の減少というものが想定されると思っておりますけれども、私の判断では、各課の課長の判断等と総合しますと、湧出量に変化はない。つまり湧き出る温泉は変わらないんですけれども、取水をするとところから約百二十メートルの管の中で何らかのトラブル、もしくは湯だまりのトラブルが起きているという判断をしているところであります。

このことは、九月三十日に全員協議会を開いて皆様に説明をさせていただいたものでございますけれども、全力でこれらも取り組んでまいります。ぜひとも管工事や土木業者の皆様に行き会いましたら、議員の皆様からも、大変苦勞をいただいていることで、労のねぎらいをしていただければと思う次第でございます。

続いて、新型コロナウイルスワクチンの集団接種についてであります。

六十歳以上を中心に七月二十一日より開始しました四回目の新型コロナウイルスワクチン集団接種につきましては、九月二十七日に無事終了しましたが、十月二十四日からは、オミクロン株対応のワクチン集団接種を今回も草津町保健センターで行っております。

九月二十六日に栗生楽泉園と西吾妻福祉病院等の医療機関と医療従事者に対して集団接種のお礼と、そして、今後お世話になるということで私のほうが出向いてまいりました。併せて、オミクロン株の対応ワクチンの接種についてお願いをしてきたわけでございます。

いわゆる五回目接種とも言われておりますが、医療関係者のご協力をいただきながら町職員を総動員し、年内までを重点

期間として、万全の態勢を整え、取り組んでまいります。

次に、九月十三日、ＪＲバス関東の新たに着任いたしました会長と、それから今回新しい社長が町長室に訪れ、挨拶を受けたものであります。

次に、九月十三日、日本旅行作家協会が来庁され、町長室にて温泉の歴史や観光、今後の町づくりに関する取材を受けました。

九月十五日、戦没者追悼式が滝尻原墓地忠霊塔において規模縮小の形式によって開催され、出席してまいりました。

九月十五日、第四十九回福祉パレードメッセーじ伝達式に草津町手をつなぐ育成会の会長、副会長が来庁され、メッセーじを町長室で受け取りを行いました。

九月十五日、栗生楽泉園敬老祝賀会が規模縮小により園内放送の方式で開催され、出席をし、祝辞の挨拶をしてまいりました。

九月二十日、草津町区長会が役場大会議室で開催され、出席いたしました。

九月二十六日、西吾妻衛生施設組合及び西吾妻福祉病院組合の臨時議会等が長野原町役場で開催され、出席してまいりました。

十月三日、任期満了に伴う草津町教育委員の任命式を町長室にて行い、小林美穂氏に任命書の伝達を行いました。

十月四日、草津町やすらぎ福祉大会が音楽の森コンサートホールにて規模縮小の形で開催され、金婚者表彰並びに関係者功労表彰をしてまいりました。

次に、十月四日、草津町ベルツこども園の運動会が実施されました。新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、保護者の参加を二名までとさせていただき、短縮での運動会となりましたが、日頃の練習成果を存分に発揮した園児の元気な姿を見ることができました。

次に、十月七日、広島県の安芸津町から商工会員と職員合わせて十三名が視察研修に訪れ、地域資源を活用した町づくり

ということで、私のほうから講演をさせていただきました。

次に、十月十二日、ＪＲ長野原草津口駅長に着任した新たな駅長が来庁され、町長室にて挨拶を受けました。

次に、十月十二日、品木ダム水質管理事務所の所長が来庁され、国土交通省等の近況報告を町長室にて受けました。

次に、十月十四日、東急バス、相鉄バス、上田バス、草軽交通の各社の社長が来庁し、高速バス「横浜・たまプラーザ草津線」の開業に伴う出発式の説明を受けました。十月三十一日には、草津温泉バススターミナルにおいて出発式典が執り行われ、テープカット及び開業に伴う挨拶をしてまいりました。新たに横浜市への直通線が開通されたので、横浜方面からの今後の集客が大いに期待されるものであります。

十月十九日、国土交通省関東地方整備局長が来庁され、町長室にて挨拶と近況報告を受けました。

十月二十日、草津町消防団の秋季点検が草津中学校の校庭において開かれ、団長指揮の下、各分団の小隊訓練やポンプ操法、機械器具や無線等の点検が行われ、点検官として講評をし、団員に各賞の授与をいたしました。

十月二十二日、南牧村の小沢地内を会場に第七十五回群馬県植樹祭が開催され、参加をしてまいりました。

十月二十三日、大島杯草津町柔道大会が総合体育館で開かれ、開会式に出席し、挨拶をしてまいりました。

十月二十四日、吾妻郡町村会定例会、吾妻広域町村圏振興整備組合理事会が長野原町役場で開催され、出席してまいりました。

十月二十五日、ＪＲ高崎支社長並びにＪＲ長野支社長が来庁され、高崎支社管内の経営状況やＪＲと地域の取組についての情報提供を受けました。

十月二十七日、草津中学校の文化祭、草華祭が音楽の森コンサートホールで開かれ、生徒たちのすばらしい合唱を鑑賞してまいりました。

次に、十月三十日、第三十五回群馬県北毛地区空手道大会が草津町総合体育館で開かれ、開会式に出席し、挨拶をしてまいりました。

十月三十一日、自衛隊本部長ほか四名が来庁し、町長室にて防衛白書の説明を受けました。

次に、十一月二日、リクルートじゃらんnetの前任、現任部長等の六名が来庁し、挨拶を受け、町長室にて観光についての情報交換をいたしました。ちよつと言いが悪かったんですけれども、前の部長と新しい部長の両者においていただき、情報交換をしたというものでございます。

次に、十一月二日、玉村町長が来庁され、最終処分場ウイズウエイストパークの長年の利用に関するお礼と挨拶を町長室にて受けたものであります。

次に、十一月二日、葉山町の正副議長が来庁され、町長室にて挨拶を受けました。

十一月二日、吾妻森林環境事務所長が来庁され、町長室にて、上信自動車道の工事に係る進捗状況などの説明を受けました。

十一月八日、気象庁火山防災官と前橋地方気象台長が来庁し、草津白根山における噴火警戒レベルの引上げ基準の見直しについて、気象庁としての見解と方針の説明を町長室にて受けました。なお、新基準については十一月十八日より運用されます。

次に、十一月十日、全老連創立六十周年記念全国老人クラブ大会において、草津町老人クラブ連合会が厚生労働大臣表彰を受賞したとのことで、黒岩律子会長が来庁し、町長室にてその報告を受けました。長年にわたる草津町老人クラブの方々の熱意ある活動が評価されたものであると思います。誠におめでとうございます。

次に、十一月十日、多くの町民の皆様にご協力いただき、秋の道路愛護デーを実施いたしました。議員の皆様には、お忙しい中、現地に視察にご参加いただき、ありがとうございました。

十一月十日、株式会社TAKプロパティの支配人ほか二名が来庁され、草津町における観光行政の現況に関わる懇談を行いました。

次に、前橋地検が元町議会議員を名誉棄損と虚偽告訴の罪で十月三十一日に在宅起訴した関係で、十一月十一日、群馬県

庁において町顧問弁護士立合いの下、記者会見を行ってまいりました。記者会見の様子はユーチューブにて公開されておりますが、閲覧数も一万二千回を超えるなど、反響が大きいものとなっております。

次に、十一月十四日、町議会、業界三団体の代表と共に、NHK前橋放送局、上毛新聞社、JR東日本高崎支社を表敬訪問してまいりました。

十一月十六日、全国町村長大会並びに群馬県関係国会議員との意見交換会が東京都で開かれ、意見交換を行ってまいりました。

次に、物価高騰対策として、町民の生活を支援するため、十一月十八日より草津町くらし応援商品券事業を開始いたしました。対象者六千八十四人のうち、十一月末現在で約三千六百人分、交付率で六〇%となっております。年内まで草津町役場にて受付をしておりますのでご利用ください。

次に、十一月十九日、草津町商工会によって湯畑に設置されたツリー&イルミネーションの点灯式に出席し、挨拶をしてまいりました。会場では、商工会会員により五百人分の振る舞いが用意され、湯畑を訪れた多くのお客様の楽しむ姿があったものでございます。

十一月二十二日、草津町総合教育会議を役場会議室にて開催し、教育委員の皆さんと意見交換を行いました。

十一月二十三日、草津音楽の森コンサートホールにおいて、草津町生涯学習推進大会と講演会が行われ、式典において表彰の授与を行ってまいりました。個人表彰では、長年のスポーツ推進員としての功績をたたえ、富澤典子氏に表彰状を授与いたしました。

次に、十一月二十四日、那須塩原市長ほか三名と株式会社北山創造研究所の代表取締役ほか二名が来庁され、草津町における観光と町づくり行政について、町長室にて意見交換と懇談を行いました。

次に、十一月二十四日、群馬県国保連合会職員が来庁し、草津町役場町長室において、出向監査を実施いたしました。

十一月二十五日、吾妻郡町村会定例会及び吾妻広域町村圏振興整備組合の理事会、臨時会が中之条町役場において開催さ

れ、出席いたしました。

十一月二十五日、草津町において、群馬県主催で開催される湯けむりフォーラムについて、準備状況の報告と挨拶を兼ねて、群馬県知事戦略部長ほか三名が来庁し、応接室にて対応いたしました。

次に、十一月二十八日、草津町農業委員会会議が役場会議室で開かれ、出席してまいりました。

次に、十一月三十日、ザスパの石井社長と赤堀取締役が来庁し、今シーズンの報告を受けました。

次に、十二月一日、第一生命保険群馬支社長が来庁し、地域社会の発展と行政サービスの向上を図るため、包括連携協定の締結式を町長室にて行いました。

次に、十二月一日、上信自動車道建設促進期成同盟会における令和四年度の国への要望活動が実施され、要望先の国土交通省と財務省へ、会長である小淵優子議員と会員の市町村長と共に、私が出席できなくて副町長が代理出席をして、要望活動を行ってまいりました。

次に、十二月二日、生活協同組合コープぐんまの理事長ほか二名が来庁し、町長室にて地域の見守り活動報告などの説明を受けました。

次に、十二月二日、国土交通省利根川水系砂防事務所長が来庁し、町長室にて振子沢砂防堰堤工事の進捗状況について説明を受けました。

以上であります。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、町長の行政報告を終了いたします。

特に、この中で最初に町長が言われました万代鉦につきましては、現在進行中でございます。議会といたしましても、必要があればできるだけのご協力をお願いというふうに考えております。

◎議長議会報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、私から議会関係の報告をいたします。

九月十五日、草津町戦没者追悼式が滝尻原墓地忠霊塔において開催され、議員各位が出席いたしました。

同日、令和四年度第四十九回吾妻地区福祉パレードが草津町役場大会議室で開催され、議員各位と出席いたしました。

九月二十六日、第二回西吾妻衛生施設組合臨時会、令和四年第三回西吾妻福祉病院管理運営協議会及び第一回西吾妻福祉病院組合議会臨時会が長野原町役場で開催され、中澤広夫副議長と金丸民教土木常任委員長と出席いたしました。

十月四日、令和四年度草津町やすらぎ福祉大会が草津音楽の森国際コンサートホールで開催され、議員各位が出席いたしました。

十月二十日、令和四年度草津町消防団秋季点検が草津中学校校庭で開催され、議員全員が出席いたしました。

十月三十一日、高速バス「横浜・新横浜・たまプラーザから軽井沢・草津温泉線」出発式典が草津温泉バスターミナルで開催され、出席いたしました。

十一月一日、町村議会議員研修会が吉岡町文化センターで開催され、議員各位が出席いたしました。

十一月二日、葉山町正副議長が来草され、中澤副議長と共に対応いたしました。

十一月八日、香川県議会少子化対策特別委員会が行政視察として当町を訪れ、役場にて対応いたしました。

十一月九日、群馬県町村議会議長会臨時総会が東京で開催され、出席いたしました。

同日、第六十六回町村議会議長全国大会及び第四十七回豪雪地帯町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、出席いたしました。そのときに、皆様ご存じと思いますが、「地方議会人」というものが発行されております。その発行している、編集を担当しております株式会社中央文化社の社長及び編集長が私を探しているということで、ロビーにてお会いして、先ほど町長からお話がありましたとおり、長年続いておりました元議員との裁判等々がございまして、それについて経過報告を申し上げ、この件について決着がついたら、「地方議会人」において特集を組むように申入れをしております。

十一月十日、秋の道路愛護デー実施に伴い、議員全員が出席いたしました。

十一月十四日、業界三団体と、NHK前橋放送局、上毛新聞社及びJR東日本高崎支社、三社の表敬訪問を行ってまいりました。

十一月十九日、湯畑ツリー&イルミネーション点灯式が湯畑広場において行われ、出席いたしました。

十一月二十三日、第三十回生涯学習推進大会が草津音楽の森国際コンサートホールで開催され、議員全員が出席いたしました。

十一月二十五日、吾妻広域町村圏振興整備組合議会第二回臨時会が中之条町役場で開催され、出席いたしました。
以上、私からの議会関係の報告を終了いたします。

◎議案第一号、議案第十八号の一括上程、説明

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案の上程をいたします。

お諮りします。議案第一号から議案第十八号までについて一括上程することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり」

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第一号から議案第十八号までについて一括上程することに決定いたしました。

続いて、議案に係る説明を願います。

議案第一号から順次願います。

議案第一号、上下水道課長。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第一号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第一号 草津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

草津町公共下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、草津町公共下水道事業の設置等に関する条例として、第一条の下水道事業の設置から、もう一枚おめくりいただきまして、二ページ、第六条までが条例文です。

附則で、一、この条例は令和五年四月一日から施行する。

二、次に上げる条例は廃止する。

一、草津町公共下水道事業特別会計設置条例になります。

さらに一枚おめくりいただきまして、三ページに制定理由及び要旨でございます。

この条例は、公共下水道事業を公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法の規定に基づき、事業の設置、経営の基本等を定めた条例を制定し、併せて関係条例の廃止を行おうとするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二号、総務課長、お願いします。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第二号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第二号 草津町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町職員の定年等に関する条例（昭和五十八年草津町条例第一号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

ページをおめくりいただきますと、一ページから十三ページにわたって、改正しようとする告示文をつけさせていただいております。

さらにもう一枚おめくりいただきまして、十四ページをお願いいたします。

十四ページ、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）が公布され、令和五年四月一日に施行されることに伴い、町職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、所要の条例改正をしようとするものでございます。

十五ページ以降は、改正条項の新旧対照表となっております。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第三号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 続きまして、議案第三号について説明申し上げます。

議案第三号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

ページをおめくりいただきますと、一ページから十二ページにわたって、制定しようとする告示文をつけさせていただいております。

その次の十三ページ、改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）が公布され、令和五年四月一日に施行されることに伴い、草津町一般職の任期付職員の採用等に関する条例や職員の勤務時間、休暇等に関する条例などの関係条例の整備を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

十四ページ以降は、関係条例十二本の改正条項の新旧対照表となっております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第四号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） 引き続き、議案第四号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第四号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

草津町職員の給与に関する条例（昭和三十四年草津町条例第十号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

ページをめくっていただきました。一ページから十一ページにわたって、改正しようとする告示文がついてございます。

もう一枚おめくりいただきました。十二ページの改正理由及び要旨にて説明を申し上げます。

人事院は、本年八月、一般職の国家公務員の給与及び特別給について、官民格差等に基づく本年度の給与水準改定を実施するよう国会及び内閣に対して勧告を行い、同様に群馬県においても、十月に県の人事委員会が人事院勧告に準じた形で勧告を行い、給与改定が行われることとなっております。このことから、草津町においても、今回の人事院及び群馬県人事委員会の勧告に準じた内容で令和四年度における給与水準の改定、特別給の支給月数の見直しを行うため、条例改正をしようとするものでございます。

その後の十三ページは、改正理由及び要旨の別紙をつけさせていただいております。

また、十四ページ以降は、改正条項の新旧対照表となっております。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第五号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） では、議案第五号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第五号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

草津町福祉医療費支給に関する条例（平成十四年草津町条例第二十一号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきますと、改正する条文の条項がございます。

附則におきまして、この条例は令和五年四月一日から施行するとするものでございます。

もう一枚おめくりいただいて、二ページをご覧ください。

改正理由及び要旨がございます。

子供の福祉医療費支給における資格要件を十五歳から十八歳に拡大することに伴い、年齢を改正するものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第六号、総務課長、説明願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第六号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第六号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第九次）でございます。

令和四年度草津町の一般会計補正予算（第九次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千五百八十一万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六十一億五千二百七十一万六千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

第二条、地方自治法第二百十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第

二表債務負担行為」による。

第三条、地方自治法第二百十三條第一項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表繰越明許費」による。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、一ページ、第一表歳入歳出予算補正にて説明を申し上げます。

表中の款名、補正額の順で申し上げます。

まず、歳入として、十五款国庫支出金、四百四十三万円の増額。

十九款繰入金、三百八万四千円の増額。

二十款繰越金、八百三十万五千円の増額。

下段、二ページ、歳出について申し上げます。

一款議会費、十八万二千円の増額。

二款総務費、七千二百七十四万三千円の減額。

三款民生費、八百五十二万八千円の増額。

四款衛生費、三千六百六十六万八千円の増額。

六款農林水産業費、三万二千円の増額。

七款商工費、二千二百七十七万円の増額。

八款土木費、六百五十四万円の増額。

十款教育費、一千四百十万円の増額。

一枚おめくりいただきまして、三ページをお願いいたします。

十二款予備費、二十五万八千円の減額。

以上、歳入歳出それぞれに一千五百八十一万九千円を増額し、歳入歳出それぞれを六十一億五千二百七十一万六千円にしようとするものとございます。

続いて、下段の四ページにて、債務負担行為及び繰越明許費の説明を申し上げます。

第二表債務負担行為の設定でございます。

事項は立体交差道路融雪設備工事でございます。期間は令和四年度から令和五年度、限度額は一億八千五百万円でございます。

続いて、第三表繰越明許費について申し上げます。

二款総務費一項総務管理費において、草津町公共施設等総合管理計画改定支援及び公共施設個別施設計画策定支援業務委託三百九十二万七千円を、また、九款消防費一項消防費において、庁舎非常用発電機更新工事四千三百万円のそれぞれを繰越明許したいとするものとございます。

以上、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第七号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第七号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第七号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ八十六万九千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九億一千八百三十一万一千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出

予算補正」による。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、第一表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、三款国庫支出金で十三万五千円の増額。

九款繰越金で百万四千円の減額。

二ページの歳出でございますが、一款総務費で十三万五千円の増額。

三款国民健康保険事業納付金で百九十六万円の減額。

八款諸支出金で六十四万三千円の増額。

九款予備費で三十一万三千円の増額。

歳入歳出それぞれ八十六万九千円を減額し、補正後の予算総額を九億一千八百三十一万二千円とするものでございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第八号、福祉課長、説明願います。

〔福祉課長 中澤一夫君 登壇〕

○福祉課長（中澤一夫君） それでは、議案第八号について朗読と説明を申し上げます。

議案第八号 令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）。

令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三十二万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億八千八百九十一万六千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、第一表歳入歳出予算補正にて説明をさせていただきます。初めに、歳入です。

第三款国庫支出金、四万六千円の増額。

第五款県支出金、二万三千円の増額。

第七款繰入金、二十六万円の増額です。

続いて、下がりまして、二ページの歳出です。

第一款総務費、二十万九千円の増額。

第四款地域支援事業費、十二万円の増額で、歳入歳出それぞれ三十二万九千円を増額し、補正後の予算総額を五億八千八百九十一万六千円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第九号、住民課長、説明願います。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、議案第九号につきまして朗読と説明を申し上げます。

議案第九号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）。

令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七百五万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億三千四百九十五万五千円とする。

二、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出

予算補正」による。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、第一表歳入歳出予算補正にてご説明申し上げます。

歳入でございますが、五款繰越金で六百七十二万二千円の増額。

六款諸収入で三十三万四千円の増額。

二ページの歳出でございますが、四款諸支出金で三十三万四千円の増額。

五款予備費で六百七十二万円の増額。

歳入歳出それぞれ七百五万六千円を増額し、補正後の予算総額を一億三千四百九十五万五千円とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第十号について朗読と説明をさせていただきます。

令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億六千四百四十三万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億三千二百二十万三千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、歳入歳出予算補正にて説明させていただきます。

歳入ですが、五款繰越金、補正額、一億二千八百五十三万六千円の増額。

六款諸収入、補正額、三千五百八十九万六千円の増額。

歳出ですが、一款土木費一項下水道費で補正額、一千三百七十四万一千円の増額。

三款予備費で補正額、一億五千六十九万一千円の増額でございます。

歳入歳出それぞれ一億六千四百四十三万二千元を追加し、補正後の予算総額を五億三千二百二十万三千元とするものです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十一号、上下水道課長、説明願います。

〔上下水道課長 岡田 薫君 登壇〕

○上下水道課長（岡田 薫君） 議案第十一号について朗読と説明をさせていただきます。

令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第二次）は、次に定めるところによる。

第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百二十九万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五百六十七万九千円とする。

二項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりいただきまして、歳入歳出予算補正にて説明させていただきます。

歳入ですが、五款繰越金、補正額、百二十九万一千円の増額。

歳出ですが、一款総務費、補正額、百二十九万一千円の増額。

歳入歳出それぞれ百二十九万一千円を追加し、補正後の予算総額を五百六十七万九千円とするものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十二号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十二号について朗読と説明をさせていただきます。

議案第十二号 令和四年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第四次）。

第一条、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計の補正予算（第四次）は、次に定めるところによる。

第二条、予算第四条本文括弧書きを、資本的收入額が資本的支出額に対し不足する五億五十万三千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額四千四百九十二万四千円、過年度分損益勘定留保資金四億四千六百五万七千円及び現年度分損益勘定留保資金九百五十二万二千円で補填するものとするに改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する支出です。

第一款資本的支出、補正額一億円を増額し、計五億三千四百五十三万八千円としようとするものです。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十三号、企画創造課長、説明願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは、議案第十三号について朗読と説明を申し上げます。

議案第十三号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第五次）になります。

第一条、令和四年度草津町千客万来事業会計の補正予算（第五次）は、次に定めるところによる。

第二条、令和四年度草津町千客万来事業会計（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出で予定額を次のとおり補正する。

第一款千客万来事業費用におきまして、補正予定額六百四十二万二千円を増額し、計二億四百六十四万九千円とするものです。

第三条、予算第四条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額一億八千六十三万四千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額八百八十五万三千円及び過年度損益勘定留保資金一億七千七百七十八万一千円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入ですが、第一款資本的収入において、補正予定額二億三千九百二十五万円を減額し、計二千七百七十五万一千円とするものです。

一枚おめくりいただき、二ページをご覧ください。

次に、支出で第一款資本的支出において、補正予定額二億四千三百十六万円を減額し、計二億八百三十八万五千円とするものです。

第四条、予算第六条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額、四十万二千円、計一千三百五十七万二千円。

第五条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

まず、追加です。事項、（仮称）「天狗山ゴンドラ」一次側電源工事業。期間、令和四年度から令和五年度まで。限度額、三千九百十五万円。

次に、変更になります。事項、（仮称）「天狗山ゴンドラ」建設工事業。補正後の期間については変更はございません。限度額ですが、七億二千四百二十六万円となっております。

三ページに移りまして、第六条、起債の限度額を次のとおり補正する。

まず、起債の目的ですが、（仮称）「天狗山ゴンドラ」建設工事業、補正後の限度額を一千二百万円とするものです。起債の方法、利率、償還方法については、補正前と同じになっております。

第七条、草津町千客万来事業会計の建設改良に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額一億一千七百万円を九百七十五万円に改める。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十四号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十四号について朗読、説明をさせていただきます。

議案第十四号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第四条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により、議会の議決を求める。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。大字草津五二四番地七十七、薄井良隆。業種、旅館。源泉名、万代。浴槽面積が三・六平方メートル、給湯量、毎分十一リットル。施設名、仮称ですが、u s i サウナージとなります。参考資料として、次のページ、温泉引用調査報告書を添付していますので、ご覧いただけたらと思います。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十五号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十五号について朗読、説明をさせていただきます。

議案第十五号 温泉引用許可について。

草津町温泉使用条例第四条の規定により、次のとおり温泉引用を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により、議会の議決を求める。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。大字草津一四二番地一、株式会社二葉、代表取締役、水野美德。業種、旅館。源泉名、湯畑。浴槽面積が三・四平方メートル、給湯量が毎分十リットルになります。施設名ですが、草津温泉ふたばやとなります。参考資料として、次のページ、温泉引用調査報告書を添付してございますので、ご覧いただけたらと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十六号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十六号について朗読、説明をさせていただきます。

議案第十六号 温泉引用者移転許可についてです。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第三項の規定により、議会の議決を求める。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名です。新が、草津町大字草津九十七番地、有限会社豊ストアー、代表取締役、市川晃久、旧ですが、草津町大字草津三九〇番地四、幾島加久子。業種、旅館。源泉名、湯畑。浴槽面積が三・八一平方メートル、給湯量、毎分十一リットル。施設名、仮称ですが、赤ちゃんキッズ大歓迎の宿ゆたかとなります。参考資料として、次ページ、温泉引用調査報告書を添付していますので、ご覧いただけたらと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十七号、温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十七号について朗読、説明をさせていただきます。

議案第十七号 温泉引用者移転許可について。

草津町温泉使用条例第九条第二項の規定により、次のとおり温泉引用者の移転を許可しようとするものであり、第十三条第三項の規定により、議会の議決を求める。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名になります。新、吾妻郡中之条町大字伊勢町十七番地五、株式会社吾妻水質管理センター、代表取締役、小池孝之、旧、草津町大字草津四六二番地十八、青木ヨリ子。業種、旅館。源泉名、万代。浴槽面積、三・二二平方メートル、給湯量、毎分十リットル。施設名ですが、（仮称）民宿ひょうたんとなります。参考資料として、温泉引用者報告書を添付してございますので、ご覧いただけたらと思います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第十八号、温泉課長、説明願います。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 議案第十八号について朗読、説明をさせていただきます。

議案第十八号 温泉引用許可事項の変更についてです。

草津町温泉使用条例第八条第二項の規定により、次のとおり温泉引用許可事項の変更を許可しようとするものであり、第十三条第一項の規定により、議会の議決を求める。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

申請者の住所、氏名、草津町大字草津六三九番地一、有限会社つつじ亭、代表取締役、宮崎正雄。施設の所在地です。新しいのが、大字草津六三九番地一、ホテルつつじ亭、旧、大字草津六三九番地一、従業員寮、つつじ亭の従業員寮となります。変更理由ですが、従業員寮で利用していた温泉を旅館で利用したいためとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で議案に係る説明を終了いたします。

◎議案第一号、議案第十八号の委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続いて、お諮りします。議案第一号から議案第十八号までについて、お手元に配付の別紙付託案のとおり、担当委員会へ付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいま宣告のとおり付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前十一時

再 開 午前十一時十分

○議長（宮崎謹一君） 休憩を閉じて再開いたします。

◎報告第一号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第一号 第三セクター等の会社にかかる決算報告書についてご報告願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、報告第一号について説明させていただきます。

報告第一号 第三セクター等の会社にかかる決算報告について。

草津町が出資している次の第三セクター等の会社に関する決算について報告する。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

記といたしまして、吾妻広域町村圏振興整備組合、西吾妻福祉病院組合、西吾妻衛生施設組合、吾妻環境施設組合、以上の四機関より決算書が提出されておりますので、配付をもってご報告申し上げます。
よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 決算書が配付されております。内容をご覧の上、質問、要望等がありましたら、直接担当の課長まで
お願いいたします。

◎報告第二号の報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、報告第二号 温泉引用者名義書き換えについて報告願います。
温泉課長。

〔温泉課長 関 亘君 登壇〕

○温泉課長（関 亘君） 報告第二号について説明させていただきます。

報告第二号 温泉引用者名義書き換えについて。

草津町温泉使用条例第九条第三項の規定により、次のとおり温泉引用者の名義書き換えをしたので、第十条第二項の規定により報告をする。

令和四年十二月五日提出、草津町長、黒岩信忠。

二件ありますので、願います。

まず、区分一。事由、相続。申請者の住所、氏名、新ですが、草津町大字草津二一〇番地一、安西一江、同じく旧ですが、安西一男。業種、旅館。源泉名、湯畑。浴槽面積、八・四九平方メートル。給湯量、毎分二十五リットル。施設名ですが、不二旅館となります。

次のページをご覧ください。

区分二。事由、相続。申請者の住所、氏名、新ですが、草津町大字草津五五七番地九、田村メイコ、旧、草津町大字草津五五七番地九、田村正明。業種、旅館。源泉名、万代。浴槽面積、二・七二平方メートル。給湯量、毎分十五リットル。施設名が、萬中屋ペンションとなります。

以上、ご報告とさせていただきます。

◎請願及び陳情書の上程、委員会付託

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、請願及び陳情書の上程をいたします。

別紙請願及び陳情書等文書表について、受理番号、件名、陳情者名、付託委員会のみ朗読をお願いします。

議会議務局長。

〔議会議務局長 萩原健司君 登壇〕

○議会議務局長（萩原健司君） それでは、令和四年第十回草津町議会定例会請願及び陳情等文書表、新規分でございます。

受理番号、陳情十二、件名、安全・安心の医療・介護・実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。請願・陳情者等の氏名、群馬県医療労働組合連合会、執行委員長、出浦匠人。付託委員会、民教土木常任委員会。

陳情は一件となります。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。ただいま朗読した請願及び陳情書等文書表のとおり、担当委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり担当委員会に付託することに決定いたしました。

◎議事予定の決定

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議事予定の決定を行います。

お諮りします。十一月二十八日開催の議会運営委員会で協議された結果、別紙議事予定案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議事予定については、ただいま宣告のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮崎謹一君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散 会 午前十一時十六分

第
二
日

十
二
月

九
日

(金曜日)

本
会
議

令和四年第十回草津町議会定例会議事日程（第二号）

令和四年十二月九日（金曜日）午前十時開議

- | | |
|-----|--|
| 第一 | 開 議 |
| 第二 | 議事日程の報告 |
| 第三 | 付託議案にかかる委員長報告
総務観光・民教土木常任委員長
温泉温水対策特別委員長 |
| 第四 | 議案第一号 質疑・討論・採決 |
| 第五 | 議案第二号から議案第四号 質疑・討論・採決 |
| 第六 | 議案第五号 質疑・討論・採決 |
| 第七 | 議案第六号 質疑・討論・採決 |
| 第八 | 議案第七号から議案第九号 質疑・討論・採決 |
| 第九 | 議案第十号及び議案第十一号 質疑・討論・採決 |
| 第十 | 議案第十二号 質疑・討論・採決 |
| 第十一 | 議案第十三号 質疑・討論・採決 |
| 第十二 | 議案第十四号及び議案第十五号 質疑・討論・採決 |
| 第十三 | 議案第十六号及び議案第十七号 質疑・討論・採決 |
| 第十四 | 議案第十八号 質疑・討論・採決 |

第十五 陳情書にかかる委員長報告

民教土木常任委員長

第十六 追加議案上程

議案第十九号

第十七 議案第十九号 委員会付託

第十八 議案第十九号 質疑・討論・採決

第十九 議員派遣の件

第二十 付託議案外にかかる委員長報告

議会運営委員長

総務観光・民教土木常任委員長

温泉温水対策、災害・経済対策、議会改革特別委員長

第二十一 一般質問

第二十二 閉 議

第二十三 閉 会

会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（十一名）

一 番 安 齋 努 君 二 番 有 坂 太 宏 君

三番	市川祥史君
五番	小林純一君
七番	中澤康治君
九番	中澤広夫君
十二番	宮崎謹一君
欠席議員(なし)	
四番	安井尚弘君
六番	金丸勝利君
八番	湯本晃久君
十一番	宮崎公雄君

説明のため出席した者

町長	黒岩信忠君
教 育 長	富澤勝一君
税 務 課 長	黒岩一弘君
企画創造課長	田中浩君
住民課長	堀田高史君
健康推進課長	和田修君
土 木 課 長	川島和武君
会計管理者	一場礼子君
こどもみらい課長	高井洋一君
福祉課課長補佐	越前谷学君
総務課課長補佐	宮崎直也君
総務課主査	宮崎貴幸君
副 町 長	福田隆次君
総 務 課 長	石坂恒久君
税務課課付課長	熊川一記君
観光課長	宮崎健司君
福祉課長	中澤一夫君
生活環境課長	宮崎雄一君
上下水道課長	岡田薫君
温泉課長	関 亘君
教育委員会事務局長	白鳥正和君
ベルツこども園長	橋爪保君
総 務 課 主 査	中山慎介君
総 務 課 主 事	田中芙由美君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

萩 原 健 司

議

会

書

記

新

田

美

幸

開 議 午前十時

◎開議の宣告

○議長（宮崎謹一君） おはようございます。今月五日から始まりました草津町議会、本日まで各委員会の皆様方、本当に、ご熱心な審議をありがとうございました。それでは、定刻になりましたので、開会をいたします。

ただいまの出席議員は地方自治法第百十三条の規定による定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮崎謹一君） 本日の議事日程は、お手元に配付の日程のとおりでございます。

◎付託議案にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、付託議案に係る委員長報告をお願いします。

最初に、総務観光常任委員長、報告願います。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） おはようございます。

令和四年第十回草津町議会定例会におきまして、当委員会に付託された議案につきまして、十二月六日、草津町役場第一委員会室にて慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

委員五名全員出席、傍聴の議員さん六名出席でございました。

一、議案第二号 草津町職員の定年等に関する条例の一部改正について。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和五年四月より施行されることに伴い、町職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職の勤務上限年齢制や定年前の再任用短時間勤務制を導入するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、段階的な引上げの内容についての質問のほか、定年延長や新制度の導入によって今後の採用職員の抑制があるのか等の質問がなされ、当局からは、行政事務は年々増加しており、職員数を減少させるような考えはないとの説明がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第三号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

本議案は、前号の議案と同様、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和五年四月より施行されることに伴い、草津町の任期付職員の採用等に関する条例や、休暇等に関する条例など十二本の関係条例の整備を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

本議案に関しても、国による法律改正に関連するものであり、当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第四号 草津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本議案は、国による人事院勧告及び群馬県による人事委員会の勧告によって、国家公務員等の給与改定が行われることに伴い、町職員及び会計年度任用職員等についても、この勧告に準じた給与水準の改定と、特別給の支給月数の見直しを行うための条例改正であります。

委員からは、国や県の勧告に準じた改正を行うことによってラスパイレース指数に変化は起こり得るか等の質問がなされ、当局から、現状と差異はない旨の説明を受けました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

四、議案第六号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第九次）（担当項目）。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第九次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において、一千百五万五千元を増額しようとするものであります。

歳入の主な内容につきましては、繰入金において、財政調整基金からの繰入金として八千万円の増額、草津よいとこ元気基金では七千七百二十五万円の減額、決算認定に伴い、繰越金について八百三十万五千円の増額をするものであります。

歳出では、当委員会の担当項目として、五千百九十五万二千元を減額しようとするものであります。

主な内容としましては、二款総務費のうち、一般管理費においては人件費の減額補正のほか、物価高騰に係る光熱水費の増額として二百四十六万四千円の増額、財産管理費では千客万来事業会計への繰出金一億七百二十五万一千円の減額、同じく総務費、ふるさと納税事業費において、換金手数料や納税システム経費の増額などで九百三十六万円の増額、また、ウクライナ支援事業としての寄附金二千五百万円の増額、七款商工費のうち、観光施設整備費において、グラウンドとしての土地購入費百五十万円の増額、仮登記権利の解除補償分として一千五百万円の増額となっております。

委員からは、グラウンド土地購入の経緯や今後の補償方法などについて質問があったほか、公園費における筆界委託料の質問がなされ、当局からは、それぞれの経緯や事情について丁寧な説明がありました。また、くさつ温泉感謝券の増額理由などについても委員から質問がなされ、感謝券の利用が年度をまたぐことによって不足額が生じる見込みであるとの説明を受けました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

五、議案第十三号 令和四年度草津町千客万来事業会計補正予算（第五次）。

本議案は、収益的収入及び支出の支出項目、一款千客万来事業費用、一項営業費用において、群大跡地の雨水管敷設替工事ほか六百四十二万二千元を増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出では、収入項目で、（仮称）天狗山ゴンドラの令和四年度の債務負担額が確定したことに伴い、

一項企業債で一億三千二百万円の減額、四項補助金で一億七百二十五万円の減額をするものとなっております。

次に、支出項目では、一款資本的支出、一項建設改良費において、（仮称）天狗山ゴンドラの支払い見込みが整ったことから二億四千四百二十六万円の減額、天狗山展望ハウスの設計業務委託の変更に伴い百万円の増額となっております。そのほかに、（仮称）天狗山ゴンドラの一次側電源工事業として、令和四年度から令和五年度までの債務負担行為限度額を三千九百十五万円の追加、建設工事業の限度額を七億二千四百二十六万円に変更し、起債の限度額を一千二百万円に補正、ほかの会計からの補助金を九百七十五万円に改める内容となっています。

委員からは、群大跡地駐車場の供用開始時期についての質問があり、当該地の土地取得の経緯から駐車場運営についての説明を受けました。また、（仮称）天狗山ゴンドラ建設事業に係る令和四年度の事業費の変更内容などについて質問があり、当局からは、事業費の内訳の説明のほか、今回の債務負担行為限度額の確定に伴う補正内容の詳細についての説明がありました。

当委員会としては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長、報告願います。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） それでは、民教土木常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和四年第十回草津町議会定例会におきまして当委員会に付託された議案について、去る十二月七日、第一委員会室において、委員六名、傍聴議員四名にて慎重審議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

一、議案第一号 草津町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

本議案については、人口三万人未満の市町村について、令和四年四月までに下水道事業を公営企業会計へ移行することになつてゐるため、草津町は令和五年四月より企業会計へ移行させるため、地方公営企業法の規定に基づき、下水道事業とし

ての公営企業の設置、経営の基本等必要な事項を条例制定し、それに伴い現在の草津町公共下水道事業特別会計設置条例を廃止しようとするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

二、議案第五号 草津町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について。

本議案は、子ども、重度心身障害者、母子父子家庭の親と子が医療機関を受診した場合に自己負担をしなければならない費用を公費で支給をするもので、子どもについて現行の十五歳までの支給対象を十八歳までに拡充するための条例改正をするものです。

委員からは、支給年齢の拡充による予算の増額分について質疑があり、当局からは、約三百五十万円を見込んでいるとの回答がありました。

当委員会といたしましては慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

三、議案第六号 令和四年度草津町一般会計補正予算（第九次）（担当項目）。

令和四年度草津町一般会計補正予算（第九次）のうち、当委員会の担当項目につきましては、歳入において四百七十六万四千円を増額するものであります。

主な内容につきましては、国庫支出金では、民生費国庫補助金において、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として四百四十三万円の増額、繰入金では、後期高齢者医療特別会計繰入金として三十三万四千円の増額をするものであります。

歳出における当委員会の担当項目については、六千三百五十三万七千円を増額するものであります。歳出の担当項目における各款補正予算の主な内容として、それぞれの各款補正予算のうち給与改定に伴う人件費のほかに、総務費では、戸籍住民基本台帳費において、戸籍システムの改修委託料として四百四十三万円の増額、民生費では、福祉医療費において、福祉医療費システム改修委託料として三十一万円の増額、児童措置費において、前年度事業確定による国庫補助金返還金として

百十四万三千円の増額、ベルツこども園費において、燃料費及び光熱水費として百一万四千円の増額、衛生費では、母子保健費において、前年度未熟児養育医療給付金の確定に伴う返還金として二万三千円の増額、医療対策費において、負担金確定による西吾妻福祉病院組合負担金として二万七千円の増額、衛生費では、清掃総務費において光熱水費として六百万円の増額、建設改良工事費として一千万円の増額、一般廃棄物収集・処分・リサイクル運搬処分委託費として一千九百五十万円の増額、土木費では、土木管理費において、草津町耐震改修促進計画策定業務委託を交付金対象となる次年度へ見送ることにより二百七十万円の減額、立体交差終点部修景設計業務委託費として六十万円の増額、草津温泉駐車場電線移設委託費として九十万円の増額、道路橋梁維持費において、道路除雪事業に係る会計年度任用職員の各種手当等として二百九十一万三千円の増額、道路融雪施設管理運営事業として百五十万円の増額、教育費では、小中学校費において、学校管理の光熱水費として百四十四万円の増額、社会教育費、草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業費では、収入減収により不足額として一千万円の増額となっております。

委員からは、一般廃棄物の処理内容、社会保障・税番号制度システム整備費補助金や、草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業費について質問がありました。

当局からは、一般廃棄処理などの内容について説明がありました。また、草津国際音楽アカデミー&フェスティバル事業費については、収入の減収や団体出演者手配の拡充などにより不足額が発生した旨の説明があり、当局からは、今後において事業に対する見直しなどの意見を議員からもいただきたいとのことでありました。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第七号 令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）。

令和四年度草津町国民健康保険特別会計補正予算（第二次）のうち、歳入において、国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として十三万五千円の増額、繰越金では、前年度繰越金として百万四千円の減額の計上となっております。

歳出におきましては、総務費では、一般管理費として十三万五千円の増額、国民健康保険事業納付金医療給付費分として二百八万一千円の減額、後期高齢者支援金等分として百三十五万三千円の減額、介護納付金分として百四十七万四千円の増額、諸支出金、保険税還付金として三十万円の増額、償還金として三十四万三千円の増額、予備費として三十一万三千円の増額の計上となっております。

委員からは、国民健康保険事業費納付金についての質問があり、当局からは、予算の増減理由について説明がありました。当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

五、議案第八号 令和四年度草津町介護保険特別会計補正予算（第二次）。

本特別会計の補正予算につきましては、歳入歳出とも三十二万九千円を増額し、予算の総額を五億八千八百九十一万六千円とするものであります。

歳入においては、地域支援事業費の増加に伴い国庫補助金として四万六千円の増額、一般会計繰入金で二十三万二千円の増額をするものであります。

歳出において、総務費では、会計年度任用職員の報酬として、二十万九千円の増額をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

六、議案第九号 令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）。

令和四年度草津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一次）のうち、内訳につきましては、歳入において、繰越金では、前年度繰越金として六百七十二万二千円の増額、諸収入では、雑入として三十三万四千円の増額の計上となっております。歳出につきましては、諸支出金、繰出金として三十三万四千円の増額、予備費として六百七十二万二千円の増額の計上となっております。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

七、議案第十号 令和四年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第二次）。

本特別会計補正予算につきまして、歳入歳出それぞれ一億六千四百四十三万二千元を増額し、総額を五億三千二百二十万三千元にするものであります。

歳入につきましては、繰越金で、令和三年度決算額確定に伴い一億二千八百五十三万六千円の増額、諸収入として、令和三年度確定消費税の還付金で三千五百八十九万六千円の増額をするものであります。

歳出につきましては、土木費において、人件費関係、処理場維持管理の修繕料及び動力費などで一千三百七十四万一千円の増額、予備費として一億五千六十九万一千円の増額をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

八、議案第十一号 令和四年度草津町前口簡易水道事業特別会計補正予算（第二次）。

本特別会計補正予算につきまして、歳入歳出それぞれ百二十九万一千円を増額し、総額を五百六十七万九千円にするものであります。

歳入につきましては、繰越金で、令和三年度決算額確定に伴い百二十九万一千円の増額をするものであります。

歳出につきましては、一般管理費として、簡易水道施設整備基金への積立金などで百二十九万一千円の増額をするものであります。

当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、民教土木常任委員会に付託された議案について、委員長報告を終了させていただきます。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長、報告願います。

〔温泉温水対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○温泉温水対策特別委員長（宮崎公雄君） それでは、令和四年第十回草津町定例会において当委員会に付託されました議案につきまして、昨日、十二月八日木曜日でございます。第一委員会室において出席委員全員、傍聴五名の中で審議をいたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

議案第十二号 草津町温泉温水供給事業会計補正予算（第四次）についてであります。

本議案は、令和四年度草津町温泉温水供給事業会計における補正予算であります。

資本的支出につきまして、工事請負費一億円の増額により、資本的支出総額を五億三千四百五十三万八千円にしようとするものであります。

当局よりは、万代鉱源泉について、パイプの劣化に伴い破損し温泉が漏れている、その手前で何とか湯量を確保したいなど、進捗状況について説明を受けました。一刻も早く原状回復できるようにお願いするとともに、危険な場所ですので、事故には十分に気をつけて作業を行うようお願いをいたしました。また、給湯停止などする場合においても早めの周知をするよう要望いたし、当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認をすることといたしました。

議案第十四号 温泉引用許可についてであります。

本議案は、薄井良隆氏より、新たに旅館営業を予定している（仮称）u s iサウナジの浴槽に、万代源泉十一リットル毎分を新規に引湯したい旨の温泉引用許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十五号 温泉引用許可についてであります。

本議案は、株式会社二葉代表取締役水野美徳氏より、旅館営業を行っている草津温泉ふたばの浴槽に、湯畑源泉十リットル毎分を新規に引湯したい旨の温泉引用許可申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会としましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第十六号 温泉引用者移転許可についてであります。

本議案は、赤ちゃんキッズ大歓迎の宿ゆたかを所有していた幾島加久子氏から、有限会社豊ストアー代表取締役市川晃久

氏に所有権が移転されることに伴い、当該施設に引用許可がされている湯畑源泉毎分十一リットルに対しての申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

続いて、議案第十七号 温泉引用移転許可についてであります。

本議案は、民宿ひょうたんを所有していた青木ヨリ子氏から、株式会社吾妻水質管理センター代表取締役小池孝之氏に所有権が移転されることに伴い、当該施設に引用許可がされている万代源泉毎分十リットルに対しての申請がなされたものであります。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

議案第十八号 温泉引用許可事項の変更についてであります。

本議案は、有限会社つつじ亭代表取締役宮寄正雄氏より、同敷地内施設つつじ亭従業員寮の引湯を廃止し、旅館で利用したい旨の申請がなされたものであります。浴槽面積の増加や許可湯量の増量はないとのことです。

申請内容は、草津町温泉使用条例に基づく適正なものであることから、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、原案のとおり承認することといたしました。

以上、付託議案に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で、付託議案に係る委員長報告を終了いたします。

◎議案第一号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第一号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第一号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よつて、議案第一号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第二号、議案第四号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、議案第二号から議案第四号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第二号から議案第四号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第二号から議案第四号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第五号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第五号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第五号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第五号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎議案第六号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第六号について質疑を行います。

六番、金丸議員。

○六番（金丸勝利君） 六番、金丸です。

十四ページになります。

観光費の公園費の中の公園管理運営事業の中の筆界特定制度業務委託という形で、四十万円の予算が計上されているんで

すけれども、これに至った経緯とこの費用というのはどういう性質のものなのか説明をお願いしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、金丸議員の質問にお答えいたします。

南本町にあります第一グラウンド、草津で初めて造ったサッカーグラウンドで、そうじゃなくて、失礼いたしました。勘違いです。頌徳公園のほうですね。

私が答弁します。

頌徳公園は都市計画法に基づく非常に厳格な公園でございまして、境界を勝手に越境しますと、これ、罰則がついています、都市計画法の中で。そういう中、測量をかけましたら、民間の方が越境しているということが何件かあったので分かりました。ほかの何件のうちの人たちがそれに応じて、その線の確定をして、町の土地に越境しているものは直ちに壊せとかそういうことではなく、賃料を払うなり、何かの形の中でしていかなきゃならないということであつたんですけれども、一件だけ、公式の場所ですから名前は伏せますけれども、何としても立会いとかなその話に乗らないということで、それが立ち止まってしまうというところの中で、それを弁護士のように依頼をして、最終的には、大げさな裁判じゃないんですけれど、裁判所の決定を取らないと動けないということの中で経費がかかってくるということで、ご理解をいただきたいと思っています。細かいことについて何かあれば。そのようなものでございますので、やはり、町の土地と民地の間というのは、あちらこちらでいろいろありますけれども、私の代に整理をきちんきちんとして、次に受け渡していきたいという思いもありますので、そういう中で、今回、頌徳公園の中の隣接地の方が全く応じないということとございしますので、法に基づいた手続を踏んでいくということで、その費用というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○六番（金丸勝利君） その四十万円という費用が、委員会るとき傍聴させていただいた中で、供託金というようなお話がちょっとあったんですけども、これについて、戻ってくる可能性というのはあるんでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 宮崎観光課長、答弁願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、金丸議員の質問にお答えさせていただきます。

供託金につきましては、法務局のほうにこの四十万円分の委託料として行政書士に委託をするわけなんですけど、その行政書士のほうが法務局に供託をして、供託の費用については、主に測量の費用ということ聞いております。

なので、今現在、草津町については、測量をある程度やっておりますので、半分程度だとか、ある程度の金額はうちのほうに、草津町に戻ってくるという想定をしております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑はございませんか。

二番、有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 事項別明細書の五ページなんですけども、基金繰入金のところ、財源調整基金繰入金があるんですけども、これによって、今回の基金の積立ての残高がどれぐらい残っているのか教えてほしいのと、もう一点が、七ページ、十一目ふるさと納税事業費の中で、ふるさと納税の手数料の部分が大きい金額が計上されているのですが、この金額の内容を詳しく、ちょっとそこを説明いただけたらなと思います。

以上、二点お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 総務課長、答弁願います。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは有坂議員のご質問にお答えいたします。

五ページの財政調整基金の残高のご質問であると思いますが、今回の補正予算では、第九次補正として、八千万円を取り崩すという予定としております。当初予算から、この第九次補正までに四億一千九百万円を取り崩して、財源としております。

一方で、基金の積立てにつきましては、二億円を行っておりますので、今回の九次補正の差引きでいきますと、二億一千八百万円が繰り入れられている状態にございます。

これによりますと、現時点では、令和四年度末残高は二十一億三千万円となる見込みですので、例年どおりの二十億円を保持していく見込みが立っているという状況でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは有坂議員の質問にお答えさせていただきます。

手数料として八百二十万円増額をさせていただいているところなんです。この主な内容といたしましては、ふるさと納税に係るポータルサイト、主に、楽天に係る寄附費用につきまして、当初見込んだよりも楽天に寄附をしていただけの寄附者の方が多いということで、楽天については手数料が約一〇%かかりますので、寄附金額が多くなるということで、今回の増額計上に至った経緯となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○二番（有坂太宏君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

一番、安齋議員。

○一番（安齋 努君） 一番、安齋です。

事項別明細書の十八、十九ページ、教育費に関してなんですけれども、先ほど報告にもありましたが、国際音楽アカデミー&フェスティヴァルの補正額がかなり大きくなっておりますが、この内容について、もう少し詳しくお伝えいただければありがたいです。お願いします。

○議長（宮崎謹一君） 白鳥教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 白鳥正和君 登壇〕

○教育委員会事務局長（白鳥正和君） それでは安齋議員のご質問にお答えします。

草津国際音楽アカデミーの補助金一千万円での補正の増額理由ですけれども、当初計画しておりました収入見込額より収入が予想を下回る結果となりました。

支出につきましても、燃料高騰、円安などの影響により、極力節約に努めさせていただいたところですが、結果及ばず今回の増額補正をお願いしたものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○一番（安齋 努君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） このアカデミーについては、もう四十二回ですか、大変歴史を積んできた草津の大看板ということで続けてきているわけでありますけれども、文化にはお金かかるということを痛切に感じるものでありまして、大変、このアカデミーに対してはお金がかかりますけれども、今、こういう状態ではありますが、天皇皇后両陛下、上皇上皇后陛下、両方がお

いでいただくという大変光栄なるアカデミーまで発展したということでございます。

コロナ禍の中で、一旦、一回、中止もしたんですけれども、細々と続けてきて、ある程度今年は広げてやろうということで、私のほうからも指示をしたわけでありますが、経費そのものはまあそこそこに収まったと。しかしながら、こういう中でありましたので、入場者が少なく、収入が思うように上げられなく、赤字に至ったということでございます。

そして、県のほうもこのアカデミーに対して心配をしておられまして、担当の部長から私のところに以前電話がありまして、町長のお考えはどのように考えているのかということでありましたので、永遠とかどうか分からないですけども、黒岩町長が、私が町長のうちはどんなことがあってもアカデミーはやり続けていきたいと、その後の為政者に対してどういうふうに判断するか分かりませんが、その旨を県に伝えましたら、ああ、その話を聞けばそれで結構ですということ、県も可能な限り応援してくれるというお言葉もいただいておりますけども、県も大変厳しい財政の中であるようでありますので、足りなかったら県にすぐその足りない分を出してくれというものは難しいと、草津町が相応の負担を覚悟の上でやっていかなきゃならないのがこの音楽アカデミーだと認識しておりますので、ぜひとも、草津の文化の象徴として根づいたものですから、私としてはやり続けていきたいと思っております。

ただ、何でもかんでも、予算要求すれば何でも認めるよと、そういうのではなくて、予算を立てるときに一定の精査をした中でそれを行うように、これからも担当のほうにはそういうふうに指示して事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○一番（安齋 努君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

七番、中澤康治議員。

○七番（中澤康治君） 七ページの説明の二十五、草津町ウクライナ支援事業についてお伺いします。

ふるさと納税の５％ということで大変大きなお金を寄附されているんですが、来年度はどうされるのか、非常に心配なので、ちよつとお伺いします。

それともう一つ、十四ページの説明二十一番、権利解除補償一千五百万円とありますが、これについてちよつと詳しくご説明をお願いします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁を願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） ウクライナの寄附については、議会のほうにお知らせをして議決をいただいて、これを集まった全体の５％を寄附するということで進めておるわけでございます。

この間も委員会で申し上げましたように、昨年から見ますと、昨年対比で今現在が九五、六％と、目標は一〇六％を目指しているわけですが、一番減額した理由というのは、私の判断は国がGOTに代わる、今制度の中で、非常に旅行する者に有利な仕組みづくりをしておりますので、わざわざ草津町に寄附をしなくても草津温泉に来られるということが一番の原因かと思えますけども、前年対比で今、九五、六％で推移しているということでございます。

そして、このウクライナについては、やはり人道上的のことということで、日赤を通じて復興支援、人道支援という限定された中で寄附をしているということで、全国でも恐らく例がないと思います。そういう中で、私としては誇れるべきウクライナの支援という判断をしております。

しかしながら、来年以降どうするんだという質問でございますけども、今現在では結論を決めておりませんけれども、一応、一年間という区切りを私のほうから提案をさせていただいて、議決をもらっておりますから、やるとすれば、新たな議決をとるようになると思うんですけども、そのような方向で考えております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長、答弁願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

グラウンド管理費の権利解除についてなんですが、今回、購入する土地に仮登記がついてございます。その解除費用となつてございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） さっき私が勘違いして先走った答弁をした南本町の第一グラウンドの土地の購入ということでございますが、今現在所有者は酒井八千代さんです。そして、今回町がそれを町に所有権移転しようとする土地の所有権移転、この平米数が一万三千四十六平米です。これを全体を草津町が百五十万円で酒井さんから譲り受けると、買い取るという仕組みになっております。

ただし、そこに酒井さんと仮登記権者の間に、古くはもう五十年も前に仮登記がかかっているということで、草津町が酒井さんから買い取ったとしても、そこには仮登記というものが残っておりますけれども、その仮登記を解除する、または解除できるという判断の中で、それに応じてくれた人については、一平米が二千四百四十九円、坪に直すと一坪八千九十五円で仮登記を外す対価として支払いをしていきたいと思っております。

ですから、酒井さんに払う百五十万円も含めても、八千円そこそこちょっと二、三百円の中で、この土地が町のほうに移動するというふうに考えていただければと思います。

なぜこのように決断を下したかということでもありますけれども、草津町がもう一番古く造ったグラウンドでありまして、山本町長のときに、これがスポーツを呼ぼうということに進んでいった中、農地があつたと。その中で農地転用というものを

手続がどういうふうにされたか、今でもよく分からないんですが、土地収用法をかけて草津のグラウンド整備にしたという話でございますが、その書類そのものもあまり出てこないという中で、群馬県に私のほうから直接電話して相談した結果、その酒井八千代氏から草津町に移動するのであるならば、農業委員会の議決の手続を必要としない。ただ、農業委員会が今現在の問題は農地であるかどうかの判断をしてもらえれば、それで県としては結構ですという回答をいただいた中で、これからそれを進めようとしているものでございます。

町もそこには多額の金をかけておりますし、仮登記権者または地主の間でトラブルって返してくれと言われるのは困る、そういう思いはありまして、また、売った方もほとんどお金の話というのは、もらっていないとは言わないですけど、よく分からないということが実態でありますし、買われた方は一坪一万五千円から、高い人は四万五千円でこの土地を買っているという話もございますが、そんな値段には町は到底そこには及ばないわけでありましたが、代表の四名の方々と協議をして、一坪八千九十五円という形で草津町がその仮登記を外すために支払う金というふうにご理解をしていただきたいと思います。町民がいろんな意味で困っていることがあるならば、草津町は私の政治姿勢として、手を貸すということで、五十年来誰も解決できなかった大問題でありましたけども、私の代にこれを解決させておきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○七番（中澤康治君） はい。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

九番、中澤議員。

○九番（中澤広夫君） 九番、中澤です。

七ページのふるさと納税システムワンストップ特例申請事務処理委託という項目がありますけども、これについて、ちょっと詳しく説明をいただきたいというふうに思いますが、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 観光課長、答弁願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

ワンストップ特例申請事務の処理委託といたしまして十三万七千円を計上しているところですが、今のところ、件数が予算見込みより四百件ほど多く見込んでおります。

ということで、単価が二百五十円で、あとそれぞれの経費もございますので、合計十三万七千円を今回計上いたしました。ワンストップ特例制度につきましては、確定申告を町のほうで代わりにやるような、代わりにやるよというより、相手の市区町村に送付をして寄附者が確定申告をしないで済むという簡易的な制度となっております。

以上、回答とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○九番（中澤広夫君） そうすると、ふるさと納税がかなり便利になるというイメージで、それで若干増えるという期待もあるということでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 宮崎観光課長、答弁願います。

〔観光課長 宮崎健司君 登壇〕

○観光課長（宮崎健司君） 中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

中澤議員がおっしゃるとおり、確定申告をする手間が省けますので、そういったことがあったので、寄附が増えたという事実がございます。なので、今回も増えればいい、増えるような対策は講じていきたいと思っております。

以上、よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足説明お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 質問から少しずれるんですけど、ふるさと納税は、我が町にとって基準財政収入額にカウントされないということで大変ありがたい制度で、多いときは十四億円、ただし、返礼品が五割を超えていた中で、実際問題は経費を入れれば、六割近くが経費になったと。残りが草津町ということで、過熱し過ぎた中で、総務省がこれを今現在では返礼品は三割以内にしないという、これは法律に基づいてやってきていますから、これに従わないと名前を公表されて、その自治体はふるさと納税集めても構わないんですけど、集めた人がそれが寄附控除にならないという不利益を被るわけですね。そういう仕組みになっているわけであります。

以前も話しましたように、この草津町といえば、非常に目立ちまして、総務省のほうから何度も通達が来て、やめなさい、金券は認めないということ、最後は私が出向いた中で二時間近く課長とバトルをした中で、要するに、これは各市町村の住民税の移動なんですね。言葉は悪いんですけど、各全国の市町村の住民税の取り合いということになって、結果的には国はそれほど損はしないですよ。損というか、負担はないんですよ。

そういう仕組みの中で、東京都の大きな区は、特に世田谷区は、大変財源が地方に散らばって大変だということで、しながら、今、世田谷区そのものも、何とか地元ふるさと納税を呼び込もうというあの手この手を使っているということだと思います。

そういう中で、総務省のほうも、やった結果、理由が分かったということだと思んですが、一定の役務を提供したときに限り、草津町のふるさと納税は認めるという方向転換したんですね。これ、物すごい転換なんですよ。これ、私が行かなかったら、こういう金券類とか感謝券類は一切駄目と切り捨てられたわけですから、それを総務省に認めさせたということは、皆さんに評価していただきたいと思います。

箱根の町長からも、あちらこちらから、黒岩町長よく頑張ってくれたと電話をもらいましたし、その制度の中で私は総務省との約束があるから、あまり、草津町はルール上合っているけどひどいんじゃないかと言われるようなふるさと納税の集

め方はしたくないと、そして、私の判断は、やっぱり健全な形でふるさと納税があることが、細く長く続いていくんだと思います。これが妙な形になっていくと政治が判断すれば、このふるさと納税はなくなってしまうと思います。

そういう意味で、総務省との約束を守りながら、草津町は前に前に進めていきたいと。その中でも、どこまでできるかは、先ほど議案の説明があつた中で言つたとおり、町としてどこまでやるべきか、今、自販機でふるさと納税が買える時代になつてきたんですけども、それが草津町、私は総務省に行つて約束事をしたことに背を向けないか否かも判断した中でやっていきたいと思つております。

今、本当にふるさと納税、過熱して、とんでもないような返礼品を考え出したり、仕組みを考え出しておりますけども、それを傍観するつもりはありません。研究はします。そういう中で、総務省との約束を守りながら、節度を持った草津町としてのふるさと納税を続けてまいりたいと思つておりますので、よろしく願ひします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

○九番（中澤広夫君） はい、いいです。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

三番、市川議員。

○三番（市川祥史君） 三番、市川でございます。

八ページの真ん中あたりの戸籍電算化システムについてなんですけども、このシステムでどう変わるのかというご説明が欲しいのと、あと、マイナンバーカードとの兼ね合いがあるかと思うんですけども、そちらのスケジュールについてを、分かる範囲で教えていただければ。願ひします。

○議長（宮崎謹一君） 住民課長、答弁願ひします。

〔住民課長 堀田高史君 登壇〕

○住民課長（堀田高史君） それでは、市川議員の質問にお答えさせていただきますと思います。

戸籍住民基本台帳費の中の戸籍システム改修につきまして、こちらにつきましては、草津町の戸籍システムの改修となります。なぜ今回、戸籍改修が、システムの改修が必要になるかといいますと、経緯を説明いたします。

今現在は、戸籍謄本等証明書を取得する場合は、本籍地のある市町村でしか取得はできませんが、今後、戸籍情報連携システム、令和六年度から予定してございますが、全国で順次導入していくことで、戸籍謄本等証明書を全国どこの市町村でも取得できるようになります。その準備のための草津町の戸籍システムの改修となります。

それと、マイナンバーの今後の予定につきましては、まず、マイナンバーカードの取得率の上昇を目指しまして、窓口支援等を住民の方にさせていただいておる最中でございます。

今後、二月になりますけれども、予定でございますが、県の委託事業者等が来て、取得申請のサポートをする事業を行う予定でございます。まずは、取得率の上昇を目指しまして、その後につきましては、また関係各課と町で協議を行いまして、議会の皆様とご相談をさせていただきながら、政策のほう、対策を取っていきたいと考えてございます。よろしいでしょうか。

○三番（市川祥史君） ありがとうございます。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第六号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、議案第六号については、原案のとおり可決決定をいたしました。
ここで十五分休憩をいたします。

休 憩 午前十一時

再 開 午前十一時十五分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎議案第七号、議案第九号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第七号から議案第九号について一括質疑を行います。
質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第七号から議案第九号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第七号から議案第九号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第十号及び議案第十一号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十号及び議案第十一号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十号及び議案第十一号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十号及び議案第十一号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第十二号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十二号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十二号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十二号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第十三号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十三号について質疑を行います。

二番、有坂議員。

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂です。

先ほどの委員長報告にもあった群大跡地の駐車場の件なんですけども、これちよつと、委員会するときにも質問があったと思うんですけど、駐車場の整備が終わった後に下水管を掘り起こして交換工事をしているようなことが説明がなかったのか、その辺のところをちよつと詳しくご説明いただけますか。

○議長（宮崎謹一君） 企画創造課長、答弁願います。

〔企画創造課長 田中 浩君 登壇〕

○企画創造課長（田中 浩君） それでは有坂議員の質問にお答えします。

群大跡地駐車場の運用開始時期等についてなんですが、群大跡地駐車場についてなんですが、十一月の末に造成工事に係る整備が完了したんですが、その後、運用開始をする予定であったんですが、町有地との隣接の境界付近から湯川にかけて雨水管が抜けて、のり面が崩落していることが発見されました。

造成した駐車場部分の陥没の影響が想定されることから、今回、開削による試掘を行ったところ、雨水管の破裂というのが町有地の中でも確認をされております。

そのために今回補正をお認めいただいて、復旧工事をするような運びとなっております。

この復旧工事をお認めいただいた後、一週間、二週間ぐらいで完了しまして、駐車場運営については、今後、草津観光公

社にお願いすることになっておりまして、その委託契約の締結の手續を今行っている最中でありまして、並行しまして、観光公社においても、駐車場の運営に係る諸手續を同時に進めておりますので、年内中には運用開始ができるかと想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十三号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十三号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第十四号及び議案第十五号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十四号及び議案第十五号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十四号及び議案第十五号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十四号及び議案第十五号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第十六号及び議案第十七号の一括質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十六号及び議案第十七号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十六号及び議案第十七号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十六号及び議案第十七号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎議案第十八号の質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、議案第十八号について質疑を行います。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了し、討論を省略して、採決したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第十八号について、原案のとおり可決決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、議案第十八号については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎陳情書にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続いて、陳情書に係る委員長報告を願います。

陳情十二 「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書」について、担当の民教土木常任委員長、報告を願います。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 陳情に係る委員長報告をさせていただきます。

陳情十二 「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情」について。

本陳情につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う医療崩壊や介護崩壊が現実のものとなっており、医療、介護職員の不足を解消するための賃上げや労働環境の改善等を求めることについて、国へ意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、医療・介護に対しては国としても様々な対策を講じており、他の業界においても大変な時期であることから、委員会といたしまして、採択二名、不採択一名、趣旨採択三名で、本陳情書を趣旨採択とし、国への意見書は提出しないことといたしました。

以上、陳情書に係る民教土木常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） お諮りします。本陳情書については、ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手全員と認めます。

よって、ただいま宣告のとおり可決決定いたしました。

◎追加議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮崎謹一君） 続いて、追加議案の上程をいたします。

初めに、議案第十九号 懲戒請求についてを上程いたします。

議案の説明を願います。

総務課長。

〔総務課長 石坂恒久君 登壇〕

○総務課長（石坂恒久君） それでは、議案第十九号について、朗読と説明をさせていただきます。

議案第十九号 懲戒の請求について。

草津町に対するインターネット上での誹謗中傷を生じさせ、名誉を毀損し、侮辱する行為を起こした対象弁護士への懲戒請求を第一東京弁護士会に行うため、地方自治法第九十六条第一項第十二号の規定により、議会の議決を求める。

令和四年十二月九日提出、草津町長、黒岩信忠。

一枚おめくりください。

要旨について、説明を申し上げます。

一としまして、事件名は、第一東京弁護士会に対する対象弁護士への懲戒請求でございます。

二つ目に、懲戒請求者は群馬県吾妻郡草津町大字草津二十八番地、草津町でございます。

三つ目に、懲戒請求対象弁護士は、第一東京弁護士会所属、東京都港区新橋五の二十五の一、みせばや総合法律事務所協議会岸本学氏であります。

おめくりください。

四つ目に、懲戒請求の要旨といたしましては、一、対象弁護士は、短文投稿サイトツイッターにおいて、草津町を誹謗中傷し、侮辱する投稿をした。この投稿内容はフォローに配信され、誰でも閲覧できるよう公開されたものであり、草津町の社会的評価を著しく低下させた。

二、投稿の中には、令和二年十二月に正当な手続をもって行われた草津町議会議員解職投票に対して、このリコールが成立するとすれば、気に入らない女性議員を排除したければ、彼女をレイプをすればよいということだ。こんなリコールがあること自体、権限と権利の濫用などと書き込み、さらには、草津町が多数の横暴から一個人の権利を守らないのであれば、日本全体の多数決で草津町を原発廃棄物の最終処分場にでもしてしまえばどうかなどと極めて劣悪な誹謗中傷をし、草津町の名誉を毀損した。

三、このような行為に対して草津町は不服を申し立て、調査及び審査を求める事案であると判断されるため、当該弁護士の懲戒の請求を第一東京弁護士会に行うものである。

以上でございます。

○議長（宮崎謹一君） それでは、事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（宮崎謹一君） このような岸本学という弁護士からの問題が提起されております。

大変この中身は、草津町を誹謗したような内容でございます。

よくお読みいただきまして、議案第十九号については審議したいと思っております。

この問題は大変重要な案件でありますので、委員会付託を省略して、ここで審議をしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第十九号については、直ちに審議することに決定をいたしました。

議案第十九号について質疑を行います。

町長、説明をお願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 大変強烈な草津町に対して侮辱の、法律家、プロの弁護士が書いているということで、町としても看過できないという判断があるわけでございます。

その中で、ネットでもいろんな問題で騒がれているのが、リコールをしたことが悪いと。という偏ったコメントが非常に多いんですけれども、リコールというのは法に基づいて手続がなされ、一番分かりやすい例が、新井祥子被告人がそのリコールを無効として最高裁まで争ったんですけれども、最高裁は訴えを退けたわけで、つまり、有効なリコールであったと、法的には決められているわけでありまして。

それともう一つ、私がリコールをする時点より前に、新井被告人に対して大変遺憾であるということで、新井氏の給料の差押えをしました。その差押えの決定書が必要なら後で読み上げますけれども、それがあつたわけでありまして、裁判官は大

変、中まで踏み込んだコメントをしております、大きな名誉毀損であるというふうに、もう判決のごときの決定書が出されております。

そういう意味からしても、議会が中心になって新井被告人をリコールしたということが悪いということでありませうけれども、先頭に立ったのは議員の皆さんかもしれないし、ある意味では私かもしれないですけれども、署名受任者が二百人を超えて、あつという間に争うように、町民の皆様が実態的には署名を集めてくれたんです。形の上では議会が先頭に立ったかもしれないですけども、一番リコールで難しいのが、署名をとることです。それが、圧倒した時間の早さで、圧倒した数字をもつてその署名の手続がなされた。

そのときには既に私からの差押え、仮差押の手続の中で、判決のごとき、裁判官が大変世界に伝播して、大変なる名誉を毀損しているというふうに既に書いてあるわけでありまして、そういう状況の中で、何が法的にも道義的にも、法的には問題ないんです。最高裁が決めたんですから、もう。道義的に何か非難されるものが草津議会及び私にあったかといえば、何もない。そして、この場所で幾ら問いただしても、真摯に答えようとしなかった。そして、外野では好き放題なことを述べていたわけでありまして、まさに、悲劇のヒーローのごとき、世界へ私は町長に性的暴行を受けましたということを意図的に周辺にも拡散させていったということからして、何度も言いますが、私個人は政治家の端くれですから、非難浴びるのは慣れていますからいいんですけれども、許せないのが、草津町というそのものを誹謗すること、また、議会という権威のある草津町議会を誹謗することに、これは看過できないという判断の下で、今回の議案は当局として提案をさせていただきました。

この懲戒請求の中に、草津町、代表者黒岩信忠ですけど、草津町議会と入れても別にルール違反ではない。言い方変えると、社長の名前出して、課長の名前や部長の名前が下にあるというようなものでありまして、法的にはもう別に問題ないということなんですけども、それらを含めて、一応提案者は私のほうですから、皆さんの中でご審議をいただき、この問題について、もうこれほど、原子力の廃棄物の捨場にすればいいような、そんなめっちゃくちゃなことを法律家が言うという

ことが信じられないというふうに思いますので、これは議決、重大な議決要項になると思いますので、議員の皆様方の意見を集約した中で決定していただければと思います。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） ただいま町長より補足説明がありました。

お配りいたしました資料を目を通していただきますと、それぞれのご意見もあらうかと思いますが、大変な草津町に対する侮辱であり、それを法律家という弁護士がやったということなんです。ですから、これは懲戒請求は東京第一弁護士会宛に出すということでございます。

これについて質疑ございますか。

五番、小林議員。

○五番（小林純一君） 小林です。

一点、お伺いしたいんですけれども、これ、議案が可決された場合は、いつ頃懲戒請求を出すという予定でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 時期の問題ですね。

○町長（黒岩信忠君） 議会の可決で決定すれば、それをもって、配達証明付で送付いたしますけれども。

○五番（小林純一君） では、すぐという。

○町長（黒岩信忠君） そういう意味ですね。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

初めに、この議案に対して反対の方、討論ありますか。反対討論ございませんね。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） 続いて、賛成討論される方、おりますか。

八番、湯本晃久議員。

〔八番 湯本晃久君 登壇〕

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本晃久です。本議案に対しまして、賛成の立場にて討論を行います。

新井祥子元議員が、令和元年十一月に電子書籍「草津温泉漆黒の闇」五巻にて町長と肉体関係を持ったと告白したことに端を発した事件は、前橋地方検察庁が新井元議員を名誉毀損並びに虚偽告訴罪にて公判請求、さらには、一昨日、当該の電子書籍の著者である飯塚玲児氏がブログで記事の誤報を認め、謝罪するとの声明書を公開したことにより、決着に向けての道筋が整いました。

この起訴を受けて、十一月十一日に黒岩町長が群馬県庁で吉野晶弁護士とともに記者会見をされた様子は、新聞等の大手マスコミによる報道こそ少なかったものの、その動画がツイッターやYouTubeなどで紹介されると、ネット上で瞬く間に拡散され、三年にわたって言いがかりに苦しめられてきた町長に対する共感や、その間にセカンドレイプの町草津、草津温泉には行かないなどと町長や町をバッシングしてきた人々への怒りの声が多く寄せられました。

当時、草津を批判した人々の中には、「各種メディアの報道の内容を鵜呑みにして草津側を批判するツイートをしました。関係各位におわび申し上げます」とのツイートを掲げてくださる方もいましたが、多くは何も語らないままか、「私はリコールについて否定的なツイートをし、その考えは今も全く変わっていません」などと改めて表明する方も散見されます。

過去の様々なツイートが改めて紹介される中で、今回の議案である岸本学弁護士によるツイートが私の目に止まりました。私はこのツイートがされた二年前には認識をしておらず、別の方の紹介、いわゆる引用リツイートによって先月初めて知

りましたが、その内容は町長、そして草津町に対して極めて侮蔑的であり、これまでにこの件で草津に寄せられた数々の批判中傷の中でも群を抜いて悪質なものであると考えます。

中でも、「草津町が多数の横暴から一個人の権利を守らないのであれば、日本全体の多数決で草津町を原発廃棄物の最終処分場にでもしてしまえばどうか。自分のしたことが我が身に降りかかると思って考えるべきだ」とのツイートは、原発廃棄物の最終処分場に立地されることをあたかも社会的制裁のように捉えていると読み取れ、より悪質性が増幅されていると言えます。

資源エネルギー庁は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の立地について、海岸からの陸上輸送が容易な、具体的には、海岸からの距離が二十キロメートル以内の場所を好ましい範囲とする一方、火山の周囲や地熱の大きいところ、高い酸性の地下水等のあるところを好ましくない範囲としており、観光地としてという以前に、草津町が最終処分場の候補地には科学的、輸送効率的になり得ないことを明示しています。

そういった事実を一瞥もせず、草津に罰を与えるかのように軽々しく論じることは、立地の受入れについて真剣な検討を始めておられる自治体の方々をも冒瀆する無礼極まりないものであると考えます。

岸本氏が弁護士という高い倫理観を求められる職業であることを明示しながら、草津町に対してこのような誹謗中傷を重ねることは全く看過できず、草津町が岸本氏の弁護士としての資質を問う懲戒請求を行うことは極めて正当な意思表示であると考えます。

以上の理由により、私は本議案に賛成するものであります。

○議長（宮崎謹一君） 町長、補足説明お願いします。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 私のことを世界に伝播した著者が、今ネットで申し訳なかったとコメントを載せておりますが、十二

月七日付で私にも、直接私宛てに謝罪文が届きました。

私はどうしても納得できないのが、ここだけ読んでみますけど、「当該記事には公共利害性、公益性とともに真実と信ずるに足りる相当性があると信じて公表したものであり、現在も当時の私の判断に誤りはなかったと信じていますが、検察庁より開示された証拠資料によると、情報提供者が証拠を改ざんし、虚偽の情報を提供していたと理解せざるを得ません」と。ですから、うそだったことは認めるけども、信ずるに相当する理由があったと書いていますけど、これ全く違います。

なぜかという、新井祥子氏が飯塚玲児氏に対して全ての告白をした、全て飯塚玲児氏は、その事実を知りながら、私のところにアポイントを取って、午後だったんですが、午後の一時間かかり、一時間びったり取材をしております。取材内容は温泉師匠という形の中で、時間湯を含めた中の取材であって、私と新井元町議の間のことなんてみじんも言わずに、町長、出来上がったら、記事ができたからお送りしますからと言って、楽しみにしててくださいと言ったら、突如、電子書籍でご存じのとおりめちゃくちゃな発信をしたということでごさいます、よく名誉毀損で争われるのが、信じるに相当する理由があった、本当は違っちゃったんですけど、客観的事実からすると、それ違っていても致し方ないというのがよく争われるんですけども、全く私に対して、全部新井元町議からの告白を受けて知っていながら、みじんたりとも私に説明せずに確認も取らなかった。それで信じるに相当する理由があると言っても、それは全く通らない話であります。それだけ付け加えさせていただきます。

ただ、最後に、ネットとは違うのが、「電子書籍の発表から約三年間もの間、黒岩町長様を心身ともに苦しめる結果となりました」ことを、あらためまして深くお詫びいたします。大変申し訳ありませんでした。草津はすでに相当に寒いと思います。くれぐれも身体ご自愛ください。」

コメントのしようがないんですけども、ただ、そういう流れでこの著者は記事を書いたということだけ、公式の場所ではつきりと申し上げておきたいと思います。

○議長（宮崎謹一君） 反対の方、ありませんね。反対討論。

なければ討論を打ち切りたいと思います。

手を挙げた。はつきり挙げてください。

七番、中澤康治議員。

反対討論ですね。ここへ来て。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治です。

こういう見方もあるというのは今日、よく分かりました。

そういう意味で、私はいまだに、投票はちよつと、もう無謀だったというふうには思っておりますが、この弁護士さんが言うようなちよつと極端ではありますが、そういう見方もあるということを申し上げたいというふうに思つて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君） それでは、討論を終了したいと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（宮崎謹一君） なければ討論を終了いたします。

続いて、議案第十九号について採決を行います。この採決は起立により行います。

そしてまた、懲戒処分請求については、先ほど町長からも話がありました。草津町として提出するわけですが、大変、この問題につきましては、リコールということで、議会も大変関わり合いがあるということで、書式には問題ないということでございますので、草津町町長の横に草津町議会として載せることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） では、そのように作成をしたいというふうに思っております。

お諮りします。議案第十九号については、原案のとおり可決決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○議長（宮崎謹一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第十九号については、原案のとおり可決決定をいたしました。

◎全員協議会開催についての動議

○議長（宮崎謹一君） 八番、湯本議員。

○八番（湯本晃久君） 八番、湯本です。

ここで、本会議を中断して、全員協議会を開催していただきたく、動議を提出いたします。
議題二つございます。

まず一つは、先ほど私も賛成討論の中で紹介しました、そして町長からもお話がありました飯塚玲児氏による謝罪声明文についてです。

二つ目は、中澤康治議員が会長を務めておられる新井祥子元草津町議を支援する会についてでございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） ただいま全員協議会開催についての動議がございました。

この動議には一人以上の賛成者が必要でございます。

賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 動議は成立いたしました。

ここで本会議を一旦休憩し、休憩中にこの場所で全員協議会を開催したいとの動議を議題として採決を行います。
お諮りします。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮崎謹一君） 挙手多数と認めます。

よって、動議は可決されました。

したがって、ここで暫時休憩とし、全員協議会をこの場で開催いたします。

草津町議会は全員協議会も公開しておりますので、この場で開催いたします。

開催は午後一時からいたします。

○八番（湯本晃久君） ありがとうございます。

休憩に入る前に、全協、これから行う全協で提示をお願いしたい資料がございます。

一つは、令和元年十二月の定例議会の発議第一号 草津町長の不信任決議案の議案書、もう一つは、令和二年、一昨年十一月十九日に行われました議会全員協議会の会議録の一部でございます。

それと、私のほうで用意しました資料の配付もお願いしたいと思います。許可をお願いしますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） 用意してありますね。

それではここで配付をしてください。

配付終了後に休憩いたします。

〔資料配付〕

○八番（湯本晃久君） あと、ごめんなさい、もう一つ、町長の先ほどのお話の中で、町長に飯塚玲児さんからお手紙が届いたということをおっしゃっていましたけれども、それもご提示いただけますでしょうか。

○議長（宮崎謹一君） では、併せて資料として用意いたします。お配りします。

配付は終了しましたか、皆さん。

それでは、一時まで休憩いたします。その間、食事の時間もありますが、ぜひ、資料にお目通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

一時まで休憩いたします。

休憩 午前十一時五十六分

再開 午後一時四十六分

○議長（宮崎謹一君） それでは、全員協議会は閉じましたので、本会議のほうを休憩を閉じて再開いたします。よろしゅうございますか。

◎議員派遣の件

○議長（宮崎謹一君） それでは、続いて、議員派遣の件を議題いたします。
お手元に配付の今後予定されている議員活動ですが、どれも重要な議員活動であります。各自確認をいただき、出席方についてよろしくお願い申し上げます。

お諮りします。議会議規則第二百二十六条の規定により、この一覧表のとおり会議や諸行事等に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（宮崎謹一君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することと決定をいたしました。

◎付託議案外にかかる委員長報告

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、付託議案外に係る委員長報告を願います。
ない場合はその場でなしとお答えください。

初めに、議会運営委員長。

○議会運営委員長（中澤広夫君） 特にないです。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、総務観光常任委員長。

〔総務観光常任委員長 湯本晃久君 登壇〕

○総務観光常任委員長（湯本晃久君） 総務観光常任委員会付託議案外に係る委員長報告を行います。

一、その他の事項について。

ふるさと納税に係る自動販売機の検討について。

委員より、ふるさと納税の受入れに関して、自動販売機の導入についての意見が出されました。

当局からは、ふるさと納税の考え方について、以前、草津町長として国（総務省）へ出向いたことによって議論がなされ、現在の感謝券形式が有効な手段となったという経緯を踏まえ、適切な方法で寄附を受け入れてきたとの説明がありました。

その上で、今後、自動販売機の導入を含め、地元町内での決済及び発行ができる有効な方法について、調査研究を進めていきたいとの説明がありました。

続いて、老朽看板の対処について。

委員から、町有地の中にある建物に設置された民間の看板が老朽化しているため、落下等が心配される危険箇所があるとの情報寄せられ、この対処について質問がなされました。

当局からは、指摘の該当物件については底地が町有地であり、その上の建物を売買で手にした所有者がいるため、困難な事情はあるが現状を調査し、対処について進めていくとの説明がありました。

以上、付託議案外に係る総務観光常任委員会委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、民教土木常任委員長。

〔民教土木常任委員長 金丸勝利君 登壇〕

○民教土木常任委員長（金丸勝利君） 民教土木常任委員会、付託議案外に係る委員長報告をさせていただきます。

その他の事項について。

今シーズンの除雪体制について。

当局より、今シーズンの除雪体制について、町内除雪については町内業者二十社と土木課職員による体制で除雪作業に万全を期して取り組むとの報告がありました。

また、草津道路の除雪については、電光掲示板三台による運転手への注意喚起や、積雪状況によっては赤仁田の待避所に小型除雪車を配備するなど、除雪体制の強化を図っていくとの報告がありました。

その他として、第一生命保険株式会社群馬支社との包括連携について。

先日新聞報道がされた、草津町と第一生命保険株式会社群馬支社との包括連携協定について内容の質問がありました。

当局からは、SDGs地域貢献活動の説明や認知症に対する地域見守りを支援する「おかえりQR」事業について説明があり、老人クラブ等における地域コミュニティ活動と併せて説明がありました。

以上、付託議案外に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、温泉温水対策特別委員長。

○温泉温水対策特別委員長（宮崎公雄君） 特にありません。

○議長（宮崎謹一君） 続いて、災害・経済対策特別委員長。

〔災害・経済対策特別委員長 宮崎公雄君 登壇〕

○災害・経済対策特別委員長（宮崎公雄君） 災害・経済対策特別委員会より、付託議案外に関する委員長報告を申し上げます。

（一）草津白根山の状況についてであります。

現在の草津白根山の火山活動状況について、資料に基づき当局より報告と説明がありました。

直近の気象庁の報道発表では「静穏な状態に戻る傾向」という解説から「静穏な状態にある」という活動評価に変更があった上で、引き続き再活発化に留意が必要であるとの説明を受けました。

また、気象庁により、噴火警戒レベルの新たな判定基準が十一月十八日より運用されたとのことで、過去事例の検証に基づく精査の結果、これまでの再活発化の地震回数基準「二十四時間以内に十回以上」に、「かつ、前五日間の積算回数が三十回以上観測される」ことが条件に加わったとの説明を受けました。多少緩やかになったということでございます。

各委員からは、来シーズンに向けての見通しなどの質問がなされ、当局からは、気象庁をはじめ町の火山防災アドバイザー等との連携も今後も深め、白根山における安全対策を進めていきたいとの説明がありました。

（二）経済対策についてであります。

経済対策として実施している草津温泉まち歩き共通クーポン事業の状況について、資料に基づき当局から報告がありました。

委員からは、共通クーポン券から現在の全国旅行支援割の活用によって、町内経済への好影響が出ているなどの報告がありました。

当局からは、今後も、経済活性化のための草津町内で消費されるクーポン事業を含め、経済対策については積極的に実施していきたいとの説明がありました。

（三）議会における災害時対応についてであります。

前回、九月定例会でございましたが、当委員会が発案のあった災害時における議会の役割や議員の行動を定める災害対応マニュアルについて、その後、議会事務局によって、草津町議会災害対策会議設置要綱と初動マニュアルの策定案について内容の説明を受けました。

各委員からは、今後、有事の際にはこの要綱とマニュアルに沿って、町と協力しながら対応していきたいとの意見でまゝりました。

以上、付託議案外に係る当委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（宮崎謹一君）　ただいま委員長より報告がありましたように、九月議会で提案されました草津町議会災害対策会議設置要綱、もう皆様のお手元に行っておると思いますが、本日から施行というふうになっておりますので、要綱をよくお読みいただき、議会の皆様方の災害時における行動についてご協力をいただければと思います。

加えて、草津町議会における災害時議員行動マニュアルもできておりますので、ご参考までによりしくお願いいたします。続きまして、議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長　湯本晃久君　登壇〕

○議会改革特別委員長（湯本晃久君）　議会改革特別委員会委員長報告を行います。

去る十二月五日に、草津町役場第一委員会室において、委員十名全員と宮崎議長の出席の下、会議を開催いたしました。一、中学生議会について。

十二月十四日開催の中学生議会に向けて、形式内容などの最終的な検討を行いました。当日のタイムスケジュールや議事進行方法などについて説明を行い、各議員の役割などを決めさせていただきました。

また、事務局からビデオ撮影について話があり、現在、定点撮影で記録しているため、生徒一人一人の姿が映し切れないことから、中学校の先生に撮影をお願いしたらどうか、撮影された映像はDVDにし、中学校へ渡すなどの提案が出され、了承されました。

この中学生議会は、平成二十八年に行われて以来の実施となります。その間に選挙権が与えられる年齢も十八歳に引き下げられており、主権者として求められる力を育成することは重要となりますので、生徒に対し印象に残るような中学生議会にしたいと思います。

二、議員報酬の件について。

議員報酬については、議会改革特別委員会の調査事項の一つとして掲げられていることから、前回、九月定例会における

議会改革特別委員会において、委員から「本年度中に報酬を改定したほうがよいのではないか」との意見が出され、再度検討を行いました。

参考資料として、平成二十八年度にこの件が議論されたときに各議員から示された意見を整理したシミュレーション表が示され、また補足説明として、当時と現在の町職員賞与の支給月数や町民の課税所得額の推移などが紹介されました。

委員からは、平成十三年の観光公社設立以来、二十年以上にわたって賞与額が特例によって削減された状態であり、元に戻したほうがよい。

今は上げなくても、町長や職員と一緒に上げたほうがよい。

何回か委員会を開いて、時間をかけて検討したほうがよい。

タイミング的に今でいいのか、もう少し議論が必要ではないか。

次の選挙になる前までに改定したい。

何でカットされているのか、いまだに分からない。元に戻すべきでは。

経済状況を見て、三月定例会までに決めたほうがよいのではないか。

議会は議会の意思を示したほうがよいのではないか、などの活発な意見が出されました。

予算にも影響することであり、判断材料をそろえた上で三月定例議会の委員会を一つのめどとして、再度検討することで話がまとまりました。

以上、付託議案外に係る委員長報告といたします。

○議長（宮崎謹一君） 以上で付託議案外に係る委員長報告を終了いたします。

一般質問でありますが、ここで暫時休憩、十五分ほど休憩をしてからの再開といたします。

休 憩 午後一時五十九分

再 開 午後二時十五分

○議長（宮崎謹一君） それでは、休憩を閉じて再開いたします。

◎一般質問

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、一般質問を行います。

◇有坂太宏君

○議長（宮崎謹一君） 初めに、二番、有坂太宏議員。

〔二番 有坂太宏君 登壇〕

○二番（有坂太宏君） 二番、有坂太宏です。

一般質問させていただきます。

まず一つ目、聴覚検査と補聴器の助成制度についてということで、当局におかれましては、現在、来年度予算編成に尽力されていると思われませんが、私がこの問題を、昨年の同じ時期に一般質問もさせていただきましたが、今回もまた同じような内容でさせていただきたいと思います。

昨年的一般質問させていただいた結果、今年度において、「にっこり健診」で聴覚検査を導入していただいたことは評価をいたします。しかしながら、今年度の検査対象は全員でなかったように聞いておりますが、どのように行ったのでしょうか。私が前回質問した経緯と大分違ったように思われます。「高齢者の方は自覚症状がないので検査をしてほしい」との思いつから質問したわけでありまして、検査を全員に行わなかった理由をお聞かせください。

また、今年度の検査において、補聴器の購入相談が担当窓口であったのかもお聞かせください。

草津町は、十二月一日現在で、六十五歳から七十五歳までの方は二千四百十四人、七十五歳以上になると一千三百六十五

人で、高齢化率は三九・六五％となります。現在、コロナ禍により高齢者が人と接する機会が減り、加齢による難聴が増加し、認知症などの症状が増加する傾向になっています。

現在、草津町では、難聴者における補聴器の助成制度は、障害認定を受けなければ補助をしないという制度です。しかし、全国を見ると、百二十の市町村、十一月十一日現在ですけども、が、補聴器を購入する際に一部負担を助成するなど、補聴器購入助成制度が実施されています。

その中で、先進的に行っているのが、北海道根室市です。根室市の人口は約二万四千人、医師が必要と判断すれば片耳上限五万円、両耳で十万円の給付を行っています。また、年一度の修理費として一万円の助成もセットで行っています。

岐阜県輪之内町では、購入費八万円未満は購入費の二分の一、八万円以上は四万円を補助しています。

百二十市町村のうち全年齢を対象としているのが北海道厚岸町、弟子屈町、新潟県上越市、福岡県田川市です。このうち、新潟県上越市では、身体障害者手帳（聴覚障害）を持つていない両耳の聴覚レベルが三十デシベル以上が対象となっています。先進的な市町村を参考とし、我が草津町でも加齢難聴による福祉サービスの向上と補聴器助成制度の導入を求めます。

次に、楽泉園についてお聞きます。私の前の議員はよく取り上げていたみたいですが、私、今回初めて取り上げさせていただきますが、まず初めに現在のハンセン病問題をめぐる情勢ですが、全国の療養者数は八百九十九名、これは七月現在の数字です。楽泉園の入所者数は四十三名、十一月三十日現在です。平均年齢は全国が八十七・六歳、楽泉園は九十歳であります。高齢化に伴い、介護が必要とされる入所者が多く、入所者の四割近い人が認知症の症状とされています。医療、介護体制がますます重要となっていますが、現状十分な体制ではないとのことなのです。

入所者の人権も緊急な課題となっています。コロナ感染で外部との交流が制約され、隔離状態が続いています。入所者の要望に沿った対応を国、園、自治体、地域で行うことは、待ったなしです。「栗生楽泉園と町の明日を創る会」はどうなっていますでしょうか。入所者、働いている人々の雇用問題等、楽泉園の将来構想は、喫緊の課題です。どのような対策を講じるのか、県や国と踏み込んだ対応をしているのかお聞かせください。

また、二〇一四年に開館した「重監房資料館」は、人権教育の場としても有効であります。町の歴史とも深く関わっています。見学者は、町に宿泊し、観光もしていきます。「重監房資料館・社会交流館」への見学ツアーを、楽泉園と協力して行う等のお考えはありますでしょうか。

吾妻郡内の周辺病院では、医師不足により診療科目が減り続けています。診療科によっては週に一回しか診療をしていない科目もあります。かねてより、「楽泉園で診療してほしい」「楽泉園の病院の開放を」という意見も耳にしています。宮古島の南静園では、病院を一般に開放し、地域医療にも取り組んでいます。

草津町では、コロナワクチン接種において、楽泉園の園長をはじめ、職員の方々にも協力をしていただいています。当面、外来診療だけでもどうにかできないものでしょうか。ハンセン病療養所は全国で十三か所ありますが、公共交通機関がないのはここ草津町と、静岡県にある駿河療養所だけです。アフターコロナの際には、外来診療と同時に、楽泉園への交通機関を求めます。高齢者の免許証返納が増加し、バス、列車で乗り継ぎをしなければ日赤や他の地域の病院に行くことがどんなに困難なことか、ご理解いただけますでしょうか。

出産に関しても、利根沼田や上田、前橋、高崎等で行っています。ホテル代の補助等をしていただいておりますが、人口減少の歯止めにはなっていません。医療の総合的な観点も含め、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。よろしく願います。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、有坂議員の一般質問にお答えいたします。

一点目の質問は、にっこり健診での視聴覚検査の関係についてであります。質問にあるように、本件は昨年十二月定例議会において有坂議員から一般質問を受け、実施方法を検討すると回答したことをきっかけに、町として健診への導入を検討し、今年度実現させたものでもあります。

ご指摘は、そのときの質問の経緯と実態が変わっているとのことですが、まず、背景として、コロナ禍における集団検診方式ということで、検査の待ち時間が長くなることを懸念し、初年度は七十五歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象として検査を実施したものであります。

高齢者の身体機能低下の特徴の一つであると言われております加齢性難聴につきましては、「呼ばれても返事をしない」、「テレビの音が大きいと指摘される」といった、ご本人では気づかない状況が多いものと推察されます。このような中、町の健診に聴覚検査を取り入れたわけでございますが、その検査方法についてはオーディオメーター方式と言われる一般的な検査となっており、受診をする方に複数の周波数帯の音を聞いていただき、その反応について検査を行うというものであります。

今年度の健診の受診者は、四百四十七人のうち、聴力検査を受診した方は四百四十六名であります。このうち二百二十五名に当たる約半数の方に何らかの所見が現れた結果となりました。このことを踏まえても、健診で行う聴覚検査は、あくまでも一つの目安になる検査であるということをご前提として、安易に医療へ結びつけるだけの取組とならぬよう配慮していく必要があると考えております。

そのためにも、健診結果を基に、聴力に限らず、町民の方々が健康について不安や心配がある場合には、健康推進課や福祉課において相談事業を開設し、一人一人に寄り添った支援に努めていきたいと考えております。

次に、補聴器の購入助成制度のご質問についてでありますけれども、議員の調査のとおり、全国的に制度の事例があり、群馬県内におきましては前橋市、太田市、大泉町において補助事業が整備されております。この特徴といたしましては、三市町ともに財力指数が高いという自治体であることを認識しております。

草津町におきましても、十八歳未満の方を対象とした補助事業として、草津町難聴児補聴器購入支援事業を群馬県要綱に基づいて実施しております。

ご質問の高齢者への補聴器購入の相談があったかとの件に関しましては、その実績は現在ありません。相談があった場合

には適切にに応じていきたいと思ひます。

また、要望の高齢者への助成制度等につきましては、実態把握や必要性を把握し、財政状況を見ながら、今後研究していきたいと思ひます。

楽泉園についての質問であります。

楽泉園の入所者、雇用問題、将来構想の関係についてありますが、国立療養所栗生楽泉園は、今年の十一月をもって創立九十年を迎えられ、全国で二番目に設置されたという非常に歴史の深い国立の療養所であり、草津町とは長年の関わりと良好な関係が継続されております。

現在の入所者は四十三名と減少しておりますけれども、医療提供や生活支援により安心と安全が確保され、皆様方は生き生きと生活をされているものと思っております。

十一月の文化祭におきましては、楽泉園の社会交流会館に所属する学芸員が尽力され、入所者の作品展示や見学を行うなど、町との社会交流が活発に行われております。

また、重監房資料館では夏季を中心に、ハンセン病ゆかりの地を巡るウォーキングツアーを開催しており、町としても後援を受諾し、重監房資料館「くりう誌」の毎戸配布の支援など、積極的に連携を取らせていただいております。

医療につきましては、園内に今年三月竣工した新治療棟において、歯科や放射線科、調剤科なども充実していると伺っております。

また、園長を中心に町のコロナワクチン接種事業に多大なるご協力をいただいておりますが、栗生楽泉園とまちの明日を創る会については、平成二十七年以降、公式開催はされております。観光面、医療面における楽泉園と町との交流を徐々に深めながら構成員の選定から進め、再開をしてまいりたいと思っております。

このコロナワクチンにつきましては、私のほうが出向きまして、園長先生、また、幹部の看護師の方々と話し合いをいたしまして、そのワクチンの接種のたびに多くのスタッフを連れてきていただき、ワクチン接種にご協力をしていただいております。

ということで、本当に、園長先生はじめ、職員の皆さんに頭が下がる思いであります。

そういう中、何らかの町としてお礼をしたいと言ったんですけども、お礼の仕方がないんですね。相手は国家公務員でありますし、国の機関ということで、お金の出し方がないというジレンマがあるわけで、本当に、ただ一方的に草津町としてお願いをしているのが実態でございます。

そういう中、本当に園長先生、快く引き受けていただき、コロナワクチン接種に協力していただいていること、改めて公の場所で、心から町として御礼を申し上げたいと思っております。

議員指摘の医療及び介護体制が十分ではないという点や、慢性的に不足が叫ばれる医療体系、特に産科・小児科の問題という点につきましては、国立病院であるということから、国はもとより、群馬県と中心となって協議が進んでいくものと認識しておりますが、草津町としては群馬県保健医療計画と整合性を取りながら医師会等とも協議を重ね、進めていきたいと思っております。

特に、産科とか小児科というものは、これから本当に必要だと判断するんですが、なかなか吾妻郡全体で考えても、その産科とか小児科という専門医がいなくなっているのが実態でありまして、本当に我々も頭を悩ますんですけども、どうしたらいいか分からないというのが実態で、お医者さんを確保することが非常に難しいということを、まずはその辺もご理解をさせていただきたいと思えます。

なお、令和五年七月には、全国ハンセン病療養所所在市町協議会が草津町におきまして開催される予定となっております。全国の国立療養所の状況について、各地の首長と直接話し合いをして、懇談ができることを期待しております。

繰り返しとなりますが、入所者の皆様が安心して暮らせることが最優先であると考えておりますので、公共交通の乗り入れや観光交流については時間をかけて園や国との相談を重ねて、進めてまいりたいと思っております。

以上、有坂太宏議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（宮崎謹一君） よろしいですか。

◇ 小林 純 一 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、五番、小林純一議員。

〔五番 小林純一君 登壇〕

○五番（小林純一君） 五番、小林です。

草津町におけるDX活用の取組についてご質問いたします。

国による「自治体デジタルトランスフォーメーションDX推進計画」が策定され、約二年がたちました。国がDXを推進する背景には、少子高齢化が挙げられます。将来的に役所職員が足りなくなり、アナログシステムでは対応しきれなくなるという懸念が出てきたため、デジタル化を推進しているというのが大きな理由の一つです。

また、二〇一八年に経産省が発表したDXレポートによると、「二〇二五年の壁」と呼ばれる経済リスクが指摘されています。二〇一八年当時のまま、レガシーシステム、それまでの古いシステムですね、をそのまま運用した場合、二〇二五年にはそれぞれの企業のみならず、日本経済全体に最大十二兆円の損失を生む可能性があるとの研究結果が出ています。

声高にDXと叫ばれる前にも、ペーパーレスや脱ハンコ、マイナンバー等、デジタル化についての取組は取り上げられておりましたが、行政が取り扱う情報の質、業務の継続性、職員の負担等様々な要因もあり、民間企業のように思い切って進めていくことは難しいと思います。

このような現状の中、草津町においても、DXについての取組を行っているわけですが、その内容について伺いたいします。

一、既に実現されていると思われる取組（例えば、ペーパーレスとか脱ハンコ、マイナンバー活用、窓口業務のデジタル化、オンライン化等）の内容、また、今現在、重要事項として行っている取組及びその進捗状況、可能であれば、実現の時期等の見通し、さらに、今後DX推進について検討している計画と課題についてお答えください。

二、ほかの地方公共団体では、民間と一体となって新たなサービスの提供を行ったり、地域活性化のためにDXに取り組んでいるところも見られますが、草津町においてもそのような取組は行っているのでしょうか。現在行っていないということでしたら、今後も予定はないと考えてよろしいのでしょうか。それとも今後については検討中ということでしょうか。

三、今後DXを推進していくにあたり、基幹業務についてはおのの部署で対応することになるかと思いますが、DXをさらに活用していくには、職員のスキルアップが重要になります。デジタル化が進み、それに伴う各課の職員の指導や、あるいは町民に手続の仕方、サービスの使い方等を説明したり、外部に情報発信したりといった、より高度な業務や研究が行える部署が必要になるかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

四、今現在国が進めているDX推進については、マイナンバーカードが主体となり、他地域で取り組んでいる事業についても、マイナンバーカードやスマートフォン、PCといったデバイスを活用したものが多く感じます。使いこなしている人が得するといったサービスが多く、スマホを持っていないとか、マイナンバーカードをつくっていない、使い方が分からないという理由でサービスの利用を諦めている人も多くいると思います。これでは、行政が行うサービスとしては不公平感が否めません。

また、温泉観光とデジタル化についても、個人的には相容れない感じがいたします。温泉観光の一番の目的は癒しと考えておりますが、デジタルという言葉はどうしても日常をイメージしてしまい、癒しに結びつきにくく感じます。デバイスを使うとか、使い方を覚えるのではなく、意識せずとも町民や観光客が「言われてみれば便利になったな」とか、「得したな」と感じられるさりげないサービスの提供や利便性の向上を、AI等デジタル技術を活用して実現できれば理想であると私は考えております。温泉観光地草津ならではの先進的な取組を行うことで、ブランド力の更なる向上につなげることができると思います。

デジタル技術の進歩は速く、まだまだ移行への過渡期ではありますが、研究し、良いものを積極的に取り入れていくことが必要と感じております。町長として、観光とDXについてどう取り組んでいく方針なのかお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（宮崎謹一君） 町長、答弁願います。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

草津町におけるDX活用の取組について。

ご質問はDX（デジタルトランスフォーメーション）に関係する草津町の取組や計画などについてであります。

一点目の取組の進捗状況と今後の計画と課題ということですが、国の動向としては、二〇二〇年十二月の「デジタル・ガバメント実行計画」の閣議決定や、「デジタルトランスフォーメーション、DXの計画」の策定、さらには、二〇二一年のデジタル庁の創設などが背景となり、群馬県においても、二〇二一年三月に「群馬県DXアクションプラン」を策定し、日本最先端のデジタル県を目指すとしております。

こうした中、草津町においても関係課の若手職員を中心にDXチームをつくり、現在、草津町「DX推進計画」の原案について取りまとめている段階でもあります。非常に幅広い分野となるため、国・県の計画を参照し、草津町としてできる範囲での計画を立案し、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを図れる計画にしたいと考えております。

そして、当町のDX推進計画の策定にあたっては、方針の第一を「町民の暮らしの利便性向上」とし、第二を「行政運営の簡素化と効率化」、第三を「地域社会の活性化」としていく予定であります。

ご質問の既に実現されていると思われる取組についてであります。庁内においてはオンラインやウェブ会議の対応や促進がされております。

ただし、現在の業務プロセスにより、ペーパーレス化や電子化については、その進捗状況においては課題を有していると認識しております。

今後、庁舎内のペーパーレスの削減及び業務の効率化を目指し、まずは使用実績の調査を行い、より効率化を図る対策を

研究しておるものであります。

また、マイナンバーカードの活用については、まずは交付率を上昇させる取組を進めており、申請支援窓口を設置し、より手続のしやすい環境の整備をしております。これに併せて、マイナポイント付与について、専用端末を用いてお手伝いをさせていただいております。

窓口業務のオンライン化については、国の運用するマイナポータル上のぴったりサービスを活用し、順次オンライン申請ができる環境を、町民の皆様のニーズを把握しながら整えてまいりたいと考えております。

二点目は、民間と一体となった地域活性化のための新たな計画があるのかという質問であります。現在、調査段階の案件となりますが、町といたしましては、観光協会や旅館協同組合及び商工会の町内業界三団体と民間業者と連携して、観光プラットフォームの構築について研究を進めております。実施するかどうかの前段として、調査研究を進めているという点にご理解をいただければと思います。

三点目は、DXを推進していくために職員のスキルアップと、より高度な研究が行える部署が必要ではないかとの質問であります。冒頭にお答えしたとおり、各課の若手職員で構成するDXチームを九月から立ち上げております。しかし、ご指摘のとおり、DXに係る分野は非常に幅広く、可能であれば専属の部署を配置したいところではあります。当町の職員数や規模からしますと難しい状況にもあります。県、関係機関との連携を強化しながら進めていく考えであります。

四点目は、国や地域が進めるDX事業は、マイナンバーカードやスマートフォン、パソコンといったデバイスが必要であり、不公平感があるのではないかとの指摘であります。冒頭申し上げましたとおり、草津町としては「町民の暮らしの利便性向上」を第一の方針としておりますので、そのような取組を計画に盛り込んでいきたいと思っております。

最後に、観光とDXの関係をどのように取り組んでいくかとのことでありますが、私の政策の柱は、一貫して「福祉と観光の町づくり」であり、町づくりは景色づくりである、とこのようにも考えております。デジタル技術の活用が、町民やお客様にとって負担のない形で活用され、利便性が向上することと並行して、草津町に合った取組を進めてまいりたいと思つ

ております。

これは、文書に書いたものでありますけども、DXはデジタルトランスフォーメーション、直訳しますと、デジタル変革という意味になるかと思えます。そういう中でありますけども、その中で、今まではIT、つまり、インフォメーションテクノロジーの略であるコンピュータネットワークの技術の総称と、それから、旧来のアナログの作業をデジタル化して利用するという意味では、IT化というものが使われていると思えますけども、DXは、社会や社会ビジネスの仕組みそのものの変革することなのに対して、IT化は、既存の業務プロセスのまま業務効率等、生産性を向上させるという、非常に限定的な言葉というふうに捉えておりますから、IT化からDXというのは、大きくその内容が変わってくるものと思っています。

そういう中でありますけども、自治体としてどういうふうにしたらいのかという考え方であると思いますが、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性をまず一つは向上させること。それから二番目が、デジタル技術やAI等の活用により業務効率を図り、人的交流を行政サービスのさらなる向上につなげていくこと。三番目といたしまして、データ様式の統一化、多様化の情報を円滑に流通するというものでありまして、デジタル技術を活用することで、行政や自治体が担うサービスの改良や、住民の生活の向上を実施させる政策やシステムを実現する、とこのように思うものであります。

そういう中、過日、テレビを見ていましたら、石川県の加賀市の市長がテレビに出ておりまして、デジタルの活用をして、保育園のいじめとかいろんな問題をデータ化するという取組がされておりました。そこにある大手の企業から、非常にその技術に優れた者をヘッドハンティングですかね、今言う。この方を採用したということで、それがテレビの番組として流れておりました。大手の電機メーカーに勤めていて、社長に直談判できるほどの能力を持った方だそうでありまして、非常に優れているということで、加賀市が採用したと。そういう方を特別に採用しているケースもあるんです。そうすると、報酬として一千万円前後というものを市として払って、職員として雇っているケースがあるということなんですけども、うちの職員から見ますと、一千万円というのはもう副町長クラスのあれになってきますので、そういうものが良いのか悪いのか

も判断しなきゃならないというふうに思っております。

そういう中で、保育園の業務を見える化するために、デジタル化を取り入れて、いじめがないとか、様々な問題を統一化するためのデジタル化を進めているということであります。

ちなみに、この話は昨年の六月なんですが、その加賀市長から私に要請がありまして、講演をしてくれと頼まれたことがあります。ありまして、加賀市の山代温泉のほうに出向いてまいりました。これは船井総研というコンサル、一部上場企業ですけども、このほうにも頼まれまして、一度東京で講演してくれと言われたんですが、お断りしたら、私のプロフィールからいろんな今までの活動の中をデータにして、そして、それをリモートで各相手方にそのコンサルとしてしたいということで、私もリモートで三十人ぐらい相手がいたんですけども、その中で、リモートで講演したことがあります。それを聴いていた方が山代温泉の長で、非常に感動したということで、市長を通じて、こちらへ来て講演してくれないかと言われたことがあります。

これ、余談の話なんですけど、では草津町、今後このDXについてどういうふうに取り組むかという考えなんですけど、私が町議会議員の二期か三期のときに、情報部会というものができまして、草津町に。今で言う全てのデジタル化、そしてその問題は、中心に汎用コンピューターを設置し、草津中に光ファイバーのネットワークを広げて、そして、旅館のカラオケから何から全て統一して仕組みをつくるという構想が持ち上がりました。そのとき、私は全くコンピューター関係といえば詳しくないんで、大変優秀な人がいまして相談したところ、その汎用コンピューターで光ファイバーを張り巡らして一台のコンピューターが稼働してやるなんていうのは時代遅れであると。小さいコンピューターを連結するマルチプロセッシングシステムというものがこれから主流になると。私が議員時代ですから、まさにそのとおりになってきたということで、もし、その当時、そのものを草津町に導入すると七十億円という投資だったんです。それでスキー場だけでも八億円を投資する。

それと、もう一ついい例が、旧六合村が、町独自で光ファイバーを村が引いたということで、いずれ私が考えたのは、国やそれらの会社が光を張り巡らしてくれる日は来るだろうと言いましたら、NTTが引いたわけでありまして。この最先端の技術を自治体として直ちに導入したほうが良いのか否かという、これはもう政治判断になると思いますが、私の考えは、

ある程度成熟した中で、でも他の町村より遅れることなくDXも進めていくべきだと、そのような考え方を持っております。企業であれば、DXが遅れることによって、戦略的に非常にその遅れを取って、ビジネスに大きな影響が出るということも想定されると思いますけども、行政が最先端を、DXの前を走るといえるのはどうなのかという思いがありますので、そんな感じの中で、最先端は行かないけども遅れることもしないと。その中で見極めながら。それと一番の問題なのは、その専門職が、うちの職員、優秀な人間もいっぱいいますし、それでできるものならさせますし、どうしても外部を入れてということがあるかもしれないですけど、その辺の判断は今後見極めていきたいと思っています。長くなりましたけど。

以上です。

◇ 安 齋 努 君

○議長（宮崎謹一君） 続きまして、一番、安齋努議員。

〔一番 安齋 努君 登壇〕

○一番（安齋 努君） 一番、安齋です。

今回初めて一般質問させていただきます。至りませんが、よろしくお願いいたします。

今回は二件ほど一般質問させていただきます。

まず、一つ目は、諸物価上昇による生活支援についてであります。

当草津町では、町民に対しての生活支援として、生活支援商品券に続き、くらし応援商品券のクーポン券を配布されていると理解しております。去る十月には、様々な製品が値上げされ、町民の皆様よりクーポン券が家計の助けになっている旨、たくさん声をお伺いしております。

物価上昇は来年の当初には落ち着くという見方もあったようですが、実際には、来年二月を中心に春先にかけて再度大き

な値上げラッシュの波が予定されております。値上げの中心は冷凍食品、調味料、レトルト食品など、特に単身世帯が多く利用するものがたくさん含まれております。当町のような単身世帯が多い市町村にとって、生活に影響が大きいと考えられます。

以上を鑑みますと、もう一段の生活支援が来年にかけ必要のように思われますが、この点に関して、町の現在のお考えをお伺いしたいと思っております。

二点目、二つ目は、海外の姉妹都市に関してお伺いさせていただきます。

コロナ禍が徐々に収まり、来年は少しずつ人々の交流が再開と見込まれます。当町とドイツ・ビーティヒハイム市との交流もそうです。先人たちが築かれてきた日独のすばらしい交流がこれからも末長く続けられることを願ってやみません。

気にかかることは、締結されているほかの姉妹都市との交流に関してであります。これらの交流に関しては、ほとんど耳にすることがありません。

その中の一つに、オーストラリアのスノーイリバーという都市があります。せっかく英語圏との友好締結があったわけですから、中学生等のホームステイ事業などが実現できないものでしょうか。

たかが一週間前後では語学上達などは望めませんが、町の匂いや人々の温度を感じながら彼の地に滞在することは、昨今の教室におけるSNS等を用いた学習とはまた違い、その後のより高い学習の動機づけ、モチベーションとなります。

我が国の人口がこれから加速度的に減少していく中、国内観光地がより多くの観光客を海外から招いていくためにも、英語や中国語といった主要言語の語学力が大きな力となります。観光立町として、そうした人材を育てていくという礎を今からつくることは、将来大きな意味を持つと考えます。また、オーストラリアは福祉国家であり、中学生のみならず一般の町民の方々が先進的な福祉施設を視察するのも大変有意義なものになると思います。

先日、当草津町の姉妹都市のホームページを見ました。スノーイリバーのところには、「英語圏唯一の姉妹都市、今後語学面での交流が期待される」とあります。

コロナ禍や円安が続く中、活発な国際交流には高いバリアがあるとは思われますが、今後の両町交流の可能性について、町のお考えをお聞かせください。

以上、ご回答のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎謹一君） 町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） それでは、安齋議員からの一般質問にお答えいたします。

一つ目は、諸物価の上昇による生活支援についてでありますけど、今後さらに継続する見通しがあるかとの内容であると認識をいたします。

ご質問の中にありますように、草津町では昨年度、「生活支援商品券支援事業」として、一万円の購入で二万円分の利用ができるプレミアム商品券の発行を第一弾、第二弾と実施をし、購入率では、つまり二回やったということですけど、購入率では八二%となり、多くの町民から好評を得ました。そして、今年度、物価高騰対策として進めております「くらし応援商品券事業」では、現在実施中ではありますが、既に交付率で七八%となっており、町民の皆様から大変感謝をされている事業となっております。加えて、草津町では、水道料等の基本料金の公費負担を、年明けからの一月から三月まで、基本料金を無料にすると、三か月間。という生活支援事業も一緒に進めてまいりたいと思っております。

ほかの町村の方々から、よく私に、草津はうらやましいと。うちの町や村でもやってほしいけど、草津すぐくそういうものが素早くやっていただけ、本当にうらやましいと話は聞いております。

まあ、別に私が人気取りのためにやっているのではなく、町長の政策としてできるものはしていきたいという思いで、これに取り組んでいるものであります。安齋議員からのご指摘のとおり、食料品関係などについては、年明けからさらに物価上昇があると認識しております。町としても、「高齢者単身世帯の弁当配給事業」など、これも議会から出たものを今進めておりますが、単独事業や、国庫交付金を活用した「住民税非課税世帯に対する緊急支援金」などの対策事業を実施してお

りますが、町民の生活負担に直結する物価高騰などへの必要な支援については、引き続き検討していかなければならないと考えております。一回やっただけでも五千万円から六千万円かかると、一千万円。そういう中で、その財源は結局は皆さんの財源から出すということになってくるもので、その辺を慎重に検討しなきゃならないというふうに思っております。

今後、国の方針や交付金などの動向も見据えつつ、状況に応じて対応ができるかどうか検討してまいりたいと思っております。

二点目の、海外姉妹都市の交流におけるスノーイリバー市との中学生を中心としたホームステイ事業などの考えがあるかどうかの質問であります。

同市との姉妹都市締結は一九九一年、平成三年七月十日に行われたものであります。北緯三十六度に位置する草津町と、南緯三十六度に位置するオーストラリアの山岳リゾート地にあるスノーイリバー市との交流が当時検討され、締結に至ったものであります。現段階においても具体的かつ積極的な交流は行われていないのが実態であります。

この締結式には、私、町議会議員として一緒に同行いたしました。そして、ちょっと、この違和感を感じたのは、相手の市長、村長になるんですね、「草津町には羊が何頭いる」というふうに聞かれて、「一頭もない」と言ったら、意味が分からないと、うちが何十万頭だと。つまり、その羊の数が豊かさを示すという村だったと思います。

そして、年間の予算額が間違っていないければ、村のあれが八億円、当時、草津町は事業部抱えていましたが、総予算は百億円ということで、何か全然話が合わなかったということもありまして、締結はしたんですが、正直言って、疎遠になっているというのが実態でございます。

そういう中で、再びその交流が図ればいいことなんです、やはり相手あったことでありますので、また、考えていきたいと思っております。

一方、中学生の姉妹都市交流にしましては、ご存じのとおり、ドイツのビーティヒハイム・ビッシンゲン市との交流が長年続いております。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、事業は見送りとなっておりますが、ビッシンゲン

市との交流は、草津町の海外姉妹都市締結の第一号として、今から六十年前の一九六二年、昭和三十七年に開始をされました。今、中止となった締結六十周年記念式典を来年度は実施する予定で、計画を進めております。

草津町の海外姉妹都市については、このビッシンゲン市の交流が中心となつて継続しております。特に、中学生のホームステイ事業は一九九四年、平成六年から開始をされておりまして、百五十六名の学生がドイツへ訪問いたしました。こうした経験をする中で見聞を深め、学びと経験を広げていくということは、将来の草津町を担う子供たちの成長の一助になるものと考えております。

今後もビッシンゲン市との交流を中心に姉妹都市交流は進めていく予定であります。安齋議員のご指摘のとおり、四つの姉妹都市と締結している中、スノーイリバー市は唯一の英語圏でありますので、語学面の交流等については今後、時代に合わせた新たなオンライン上の交流が可能かどうか検討していきたいと思っております。

安齋議員は大変、英語については堪能だということで、そういう方が草津町で議会にいらすることは大変心強く思う次第でございます。

そういう中で、姉妹都市も一言で言いますと、ドイツのビーティヒハイム・ビッシンゲン市との由来というのは、明治天皇、昭和天皇の由来からスタートして、ベルツ博士の生誕の地という由来の中で、きちんとした理由があるから、これほど長く続いていくんだと思います。やはり姉妹都市というのは、そのときのムードで締結を結んでも、あまりいわれがないと、やってみて分かったんですけども長続きしないというような感じもするところでありまして、まして、今コロナ禍という中で、なかなか交流は難しいという中、スノーイリバーについても何らかの形で、リモートでも何かできるようになれば、またそのときは安齋議員にもお手伝いしていただければと思っております。よろしく願います。

◇ 中澤 康 治 君

○議長（宮崎謹一君） 続いて、七番、中澤康治議員。

〔七番 中澤康治君 登壇〕

○七番（中澤康治君） 七番、中澤康治です。

一般質問をさせていただきます。

（一）町長が六月議会で私の発言について「ウソ、デマ、全て作り話」と発言したことについて。最初に、私の勘違いで結果的にウソをついたことに、ここで町長に謝罪します。

「黒岩信忠町長殿、私、中澤は「あなたが被告として、増田都子さんと土野信子さんから「請願権・平等権の侵害」と提訴された件ですが「訴えを取り下げた」と明言しました。これはウソ・フェイクです。」と言いましたが、大変申し訳ありませんでした。あなたはちゃんと「一部取り下げた」と事実を言っておりました。私が勘違いでウソをついたことを心からお詫び申し上げます。」

しかし、この一点以外に、六月議会であなたが私に言われたような「ウソ、デマ、作り話」をした覚えはありません。では質問です。

町長、あなたは二〇二二年六月、私の一般質問において、地方自治法百十七条の中に、「自分の裁判等に関する一身上のことについて、また、他人の裁判でも、議事的时候は参与できないので除斥、退席しなければならない」と書いてあり、「私の裁判や町長が訴えられている裁判について一般質問することは違法だ」と、何度も何度も繰り返して明言しました。

以前の話になりますが、「ハーモニー」の二〇一八年七月二十七日号では、園田元議員は自分と草津町が訴えられた係争中の裁判について一般質問し、あなたは町長として普通に答弁しています。二〇二二年六月の私の一般質問で、草津町の税金を使って行う自他の裁判について、どうして違法になるのでしょうか。

②地方自治法に関する本は、今、少なくとも見ても何十冊はあると思われます。町長は、たった一冊の「一般質問も議事の範疇に入る」とあるのを探し出し、私の一般質問は地方自治法百十七条違反だと私を糾弾しました。そして九月の定例会議では、私の一般質問を裁判上の問題だとして議長から受付を拒否されました。二〇一八年七月二十七日号は間違いで、以後こ

の種の答弁しないのですか。

③町長が草津町会議規則を知らないとはあり得ないと思いますが、「議事」は第五章、「一般質問」は第六章の「発言」の中の一項目として入っています。議事と一般質問は全く別の範疇のものであることは、我が町の会議規則でも確認されるではありませんか。

④議会用語では、議事とは議案に基づき、討論・質疑を行い採決・採択等をして議会としての意思決定をすることであり、一般質問とは、町政の一般事務、行財政全般について、執行担当者に問いただすことであって、全く別の範疇に入することは常識です。町長、それでも、一般質問は議事の範疇に入ると主張されますか。

(二) 万代鉱について。

本年九月末に起こった草津温泉最大の源泉事故につき質問させていただきました。関係者総力を挙げて回復したとのことですが、大変にお疲れさまでした。では、基本的なことからお伺いします。

①現在、草津町で管理している源泉別に供給温度と供給量を教えてほしい。そして、万代源泉は現在使われている草津温泉の何%を占めるか。

②万代源泉の事故以前の湧出量と温度はどのくらいで、回復後の湧出量と温度は何度か。それはどこで測ったのか。また、土砂が混ざる問題は解決したか。

③一般に万代源泉は九十六度と言われているが、それはいつ、どここの場所の測定か。また、万代鉱入り口での源泉の温度は何度か。

④万代源泉は草津温泉の主要な源泉であり、硫黄鉱床の掘削により湧出した。今後それを維持管理するには綿密な調査を基に、万全な管理体制が必要と思われます。それには四百メートル先の源泉がどうなっているか。その源泉から万代鉱入り口までに、どのくらい浸透して損失し、温度はどのくらいロスをするのか。また、今後落盤などの事故が起こったときの対策。湧き口四百メートル先からの自然流下の損失を防げば温度は十度以上、または湧出量もさらに多くなり、草津温泉に

今後貢献できると思いますが、坑内の補強策を考えていますか。

⑤現在行われている温泉門立体交差関連工事は、メインと思われていた「草津温泉街に進入する一方通行道路」を、この工事のために長い間ストップさせていますが、そのために大渋滞が起こっている話も聞きません。この予期せぬ交通実験によって、温泉街への進入道は現在のホテル桜井方面一本でも問題ないということになります。そこで温泉門立体交差関連工事を止めて、スーパー山崎から、道の駅方面への一方通行を反対の帰路にすれば、渋滞関係は解決すると思います。到着するJRバスが、現在、スーパー大津前まで戻っていますが、バスターミナルの出入り口を反対にする工事の補償額は大した金額ではないでしょう。草津温泉最大の万代源泉の万全の整備は、どんなにお金がかかってもやらなくてはならないと思います。不要不急の温泉門立体交差工事を止めて、全力を挙げて万代源泉の万全の整備をする決意はありませんか。以上です。

○議長（宮崎謹一君） はい、町長。

〔町長 黒岩信忠君 登壇〕

○町長（黒岩信忠君） 中澤議員の今、一般質問を聞いていますと、何を謝っているのか、まず意味が分からない。

そして、何を私に謝ると言っているのかも意味は分からない。私が言った言葉の議事録を見ますと、こういうふうに書いてある。

「これは新井被告人がまだ議員の時に言ったように、私が職員に命じて改ざんさせた、なに、そこにあなたは現場にいたんですか。それから新井氏が何を言った、こういうふうに言った、あなたはそこで立ち会ったんですか。もう全て推測、失礼極まりない。なんで、新井祥子氏の、根っこは私と新井祥子氏の問題でしょう。それをあなた方が何で解説するんですか。そこに居たんですか。見てきたような嘘をつく。あなたの言っているのは、嘘、デマ、作り話、推測にすぎない」このことを言っているんだと思いますが、撤回する意味は全くありません。そのとおりですから。何か問題があるんなら、どうぞ。それと、あなたは一般質問のことについていろいろ言っていますけども、一般質問というのは、行政の一般事務について

質問するものであり、議会は、裁判の原告、被告となっている内容について質問する場所ではないということをまず申し上げておきます。

園田恵一議員の一般質問を引き合いに出していますけれども、内容が、固定資産税の住宅用地の特例が六分の一の減免について質問しているものであり、まさにこれこそが行政の一般事務の根幹であると。つまり、質問は全く外れていない。それゆえ、私がそれに対して答弁をしているものであります。

あなたは過去に税金の滞納処理を、黒岩町政が勝手にやっている。これは相手に恩を売る悪の温床になるとここで発言をし、総括質問で発言をされましたが、これは行政の一般事務になります、これは。ですから、質問としては正当なものになると思います。

しかし、あなたが社長を務めていた会社の滞納整理は、私の前の行政が行っており、公平の原則から、あなたにその開示の金額をお示しし、言わないけど、お示したということでありまして、私に対して悪の温床をつくっていると、このように言ったわけですけども、あなたが社長を務めた会社の滞納処理、私に言わせりや、どの口が言うのか、神経を疑う質問であります。

あなた方の一般質問は、憲法十六条の解釈が全くできず、稚拙かつ身勝手な一般質問であり、法治国家の一員であるかさえ疑うものであります。

請願及び一般質問を利用して、訴訟事件の内容に立ち入り、裁判に有利な言質を取ろうとしている意図が見え見えであると思います。

さらに、自分たちの主張「セカンドレイプの町草津」を拡散させることをもくろんだプロパガンダでもあるということです。

あなたは新井被告人が現職議員のとき、私が全員協議会で新井被告人に事実関係を問いただしたところ「裁判のことは裁判所でやってくれ」とあなたきちんと発言している。

立場が変わると、この一般質問で裁判のことをしつこく質問をしていると。そのルールに不満があるならば、議長や議運の委員長に頼み、その審議の仕方について、そこで審議をすればいいことで、全員協議会もしくは議運で一般質問のルールについて決めればいいことだと思います。

しかし、あなたの狙いは、一般質問やいわゆる請願権を利用して町長黒岩を攻撃することが目的であります。

新井被告人が被害者で、黒岩が加害者と決めつけるセカンドレイプの町草津の推知を企て、あわよくば町長の失脚を企てる。これが駄目なら信用失墜させる狙いが見え見えであると思います。

草津町議会議員として許される行動ではないと思います。

しかし、飯塚玲児被告人は十二月七日付で謝罪文をネットに上げ、書いた本人が間違いましたと謝罪をしている。こういう中、セカンドレイプの町草津を拡散させた責任はどう取るのか答えるべきだと思います。

地方自治法百十七条の解釈は、以前に述べたとおり、この解説書ですけど、一般質問における質問内容に係る議員の除斥の有無についてでありますけど、「一般質問の通告書においてある議員の一身上に関する事項が含まれている場合、当該議員は除斥となるか。」決定、「一般質問も議会の議事の範ちゅうに入るため除斥とするべきものと解する。」また、「議員自身が裁判を行っている係争中の事件についての一般質問の可否」について、「議員自身が裁判を行っている係争中の事件について、他の議員が一般質問ができるか、また裁判終結後なら可能か。」「不可能であると考える。裁判が続いていようが終わっていまいが、議員に関する一身上の事件であり。地方自治法百十七条に基づき除斥対象になり一般質問が出来ないというふうに考える」ものであるということ、つまり請願権と同じで、百十七条の内容によってはそれは対象外になる。当然の話である。

あなた方はその請願権を利用して様々なものを拡散してきたものであります。

今までの請願書を出してきたの、抜粋して読みますけれども、これは二〇二一年五月二十八日、町長からの性被害を訴えている新井祥子氏に「告訴を強要することこそ、セカンドレイプの町草津の汚名を拡散させる原因であること。よって、通

知書の誤謬を認めて議会広報紙に掲載し、汚名を少しでもすすぐべきである。」

それで請願書に全く同じことで、同じように、セカンドレイプの町というものを二十一年五月二十八日の請願書に書き込んで、あえて拡散をしている。

それから、二〇二一年八月二十日のこの請願についても、「議会広報紙に掲載することに関する請願書審議において黒岩信忠町長が請願者百四十二名を恫喝するという憲法十六条違反を行ったことに対し、議会で謝罪するように勧告していただくことを求める請願」と、そして「意に沿わない請願であれば、請願者を恫喝する。これは、日本国憲法第十六条の請願権に明記された「何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」に明白に違反する。」というふうに平気で書いている。

そしてまた、請願の理由に、「町長からの性被害を訴えている新井祥子氏に告訴を強要することこそ「セカンドレイプの町・草津」の汚名を拡散する原因である。」と。そしてさらに、「ファーストレイプが存在したと性被害を訴えている人に対して、第三者が刑事告訴しろ。できなければ、お前の性被害はウソだ、お前はウソ吐きだ」と攻撃することこそ、まさにセカンドレイプなのである。」というふうに、これが二〇二一年八月二十日の請願である。

そして、二〇二一年十一月十九日、「草津町長は、本年九月六日の本会議において、「セカンドレイプの町・草津」の名付け親と名指しし、私人である某氏の氏名（個人情報の中核）を本人の同意も得ずに暴露した。」と。

だから謝れというんですけども、これは何で謝るのか意味が分からない。公共の利害に関する公益性を図る目的であれば、何の問題もない。

そして、今度は二〇二二年八月十五日、「当条は、一般質問にも該当し「違法な質問だ。取りやめろ」などと盗人猛々しく真っ赤な嘘を吐いて」と、私にこれを述べたわけです。

そして、「草津町長は、草津町の名を借り、町民の税金を使って、昨年六月議会の請願紹介議員である中澤康治議員と請願者百四十二名代表の増田都子氏に対し訴訟を起こした。」と。そしてまた「盗人猛々しく真っ赤なウソを吐き、議員の重

要な職務、責務である一般質問を封じようとした」ということを、真っ赤なウソを何度も書きつづっている。

これはここであなたは言わなかったかもしれないけども、配られて、全ての者が知っていたということでもあります。

盗人猛々しくも真っ赤な嘘をつくというのは、これは、あなたに言っても分からないかもしれないけど、侮辱罪に当たるということ、長野原警察署に侮辱罪であなた方二人を刑事告訴して、そして、もう一つの名誉毀損についても刑事告訴を、あなたは除いているけどもしているということがあります。

ですから、何を言いたいか。最初は憲法十六条だから、何を書いてもいいんだって、言いたい放題のことを書いて、物事を進めてきた。しかし、それが請願する行為そのものは禁じられていないけども、書いた内容によっては違法になるんだと何度も言ったんですけど、あなた方認めようとしなかった。そうしたら都合悪くなったら、その憲法十六条は言わなくなつて、今度は自治法の百十七条に振り替えてきた。全てがセカンドレイプの町という形で、あなた方は私を攻撃し、草津町を誹謗し続けてきたと。そして、百十七条というのはあくまでも、それは一般質問がどういう形でできるかというのは、これはまだ争ったケースがあまりないから、判例がない。だから、争ってみれば分かりますけども、あくまでも、その内容そのものが訴訟の対象になる発言をした、そういうふうに認識すべきである。

憲法十六条同様、内容いかんによつては、それは禁じられる一般質問になるという解釈である。ですから、私が、それが不服とするならば、それは、議会にも訴えてもいいし、あなた方が国家賠償法に基づいて町なり議会を訴えてくればいいと思います。そうしたら一つの判例ができるでありましょう。必ず、あなた方が正しいか、町が正しいかの結論が出るというふうに思います。

ここに来て、セカンドレイプの町と散々今述べたようにあちらこちらで吹聴したことを、今だんまりとしている。ひきょう極まりないというふうに思います。

そういう中で、あなた、さつきも全協の中で述べたからこれ以上言わないですけど、なぜ新井氏が起訴されたか、重大な認識を持って理解すべきである。そして、証拠については知っていると。知っていながら、平気でまたそれをもり返す

ようなことを平然と一般質問でしてくる。本当にあなたという人格を私は理解できない。

ですから、百十七条は判例はほとんどない。だから、もしそれが不服ならば、書いている内容をきちんと書いて、これが百十七条に抵触するかないか、争ってみれば結論が出る。百十七条だから、一般質問なら何でもしてもいいって理論ではないと、そういうふうに当局は考えておりますから、不服ならばどうぞ手続を取っていただきたいと思います。

それと、次の万代鉱についてでありますけども、源泉の温度は何度かということでありまして、万代鉱については、源泉については九十八度から九十六度の範囲で動いているということでもあります。そして、坑道内を直せというけども、何と言ったらいいんだろう。もう返す言葉がない。絶対に不可能である。つまり、滝つぼに入るだけでも硫化水素が噴いている中、決死の覚悟で今修理しているという中、今そういうものを議論するときじゃなくて、本当に早く、一日も早く、その湧出量を元に戻すということを議論するのが私は議会人だと思いますけども、それを全部やり直せみたいなことを今言われて、ああそうですかってわけにいかないし、とても人間技でそれを直すなんてことは不可能だということを申し添えておきます。それから必ず、最後には温泉門立体交差に何事も結びつけてくるということでもありますけども、あなたは何の影響も出ないと言いますけども、あそこを一時止めたとき、草津に上がってくる車が前口のセブンイレブンまでつながったことがあります。私、現実に見ていますから。そのくらい右に曲がる車が多かったってことを意味するんです。

それとは逆に、今度は信号を通り過ぎて一時停止のところがほとんど止まらずにスムーズに通行できたということで、湯畑でチェックアウトした車が大渋滞起こすわけですけども、それは逆にスムーズに通れるようになったと。いかに立体交差が、完成していないけど、効果が高いものかというものが実証できているということでありまして、私として、その事業に政治生命を賭けておりますので、進めてまいりたいということで、万たび同じことを聞きますけども、それを変更するつもりは毛頭ないということを申し添えておきます。

以上です。

○議長（宮崎謹一君）

中澤議員よろしいですね。はい。以上で一般質問を終了いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（宮崎謹一君） これをもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で、令和四年第十回草津町議会定例会を閉会といたします。

これから年末を迎え、大変お忙しい中、健康に留意され、新年をお迎えすることをご祈念申し上げます。
以上です。

閉 会 午後三時二十五分

署名
地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

令和四年 月 日

議長
宮崎 謹一

署名議員
有坂 太宏

署名議員
安井 尚弘